

みなとまち。みらいまち。新潟市



令和8年度 新潟市消費生活センター概要



新 潟 市



こども消費者学習



くらしの一日教室



消費生活センター案内図

目 次

I 消費生活センター概要

1 センター設置	7
2 市勢の概要	7
3 センターの沿革	7
4 施設の概要	9
5 組織及び事務分担	10
(1) 機構	10
(2) 職員	10
(3) 所掌事務	10

II 消費生活センター事業

1 消費生活関係	13
(1) 消費生活相談	13
(2) 消費者啓発及び情報提供	13
(3) 消費者団体の活動支援	14
(4) 製品安全3法・家庭用品品質表示法の立入検査	14
(5) 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に関する業務	14
(6) 附属機関等関係	15
(7) 協議会等関係	18
2 計量関係	19
(1) 特定計量器定期検査	19
(2) 立入検査	19
(3) 啓発・指導事業	19
3 令和8年度当初予算	20
(1) 歳出	20
(2) 歳入	21

III 令和7年度消費生活関係事業報告

1 消費生活相談	25
(1) 相談件数の推移	25
(2) 相談者（契約当事者）の属性	26
(3) 相談傾向	30

(4) 特殊販売（無店舗販売）に関する相談	38
(5) 相談処理状況	40
(6) 事業者による消費生活センター訪問	41
(7) 多重債務に関する相談	41
2 消費者啓発及び情報提供	44
(1) 消費者啓発講座	44
(2) 市政さわやかトーク宅配便及び出前講座	46
(3) くらしのレポーター事業	48
(4) 情報の提供	50
3 消費者団体の活動支援及び助成	52
(1) 消費者団体への事業委託	52
4 製品安全3法・家庭用品品質表示法の立入検査	52
(1) 電気用品安全法	52
(2) 消費生活用製品安全法	53
(3) ガス事業法	53
(4) 家庭用品品質表示法	53
5 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に関する業務	54
6 附属機関等関係	55
(1) 新潟市消費生活審議会開催状況	55
(2) 新潟市消費者教育推進地域協議会開催状況	55
7 協議会等関係	55
(1) 新潟市消費者安全確保地域協議会開催状況	55
(2) 新潟市多重債務者対策庁内連絡会議開催状況	55

Ⅳ 令和7年度計量検査関係事業報告

1 特定計量器定期検査	59
(1) 特定計量器の定期検査	59
(2) 立入検査	61
2 啓発・指導事業	62
(1) 事業者・消費者向け啓発	62
3 適正計量管理事業所	62
(1) 適正計量管理事業所の届出	62
(2) 適正計量管理事業所の指定状況（令和8年3月31日現在）	63
4 基準器及び検査設備	64
(1) 基準器	64

(2) 検査設備	64
5 特定商品と量目公差	65
V 参考資料	
○ 新潟市消費生活条例	71
○ 新潟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	78

※当概要の表中「構成比(%)」の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため合計と内訳の計が一致していません。

I 消費生活センター概要

1 センター設置

昭和54年8月	市民の消費生活の安定と向上を図り、消費者の利益の擁護及び増進に関する事務を行うため、新潟市行政組織規則第13条により、新潟市消費生活センターを設置
平成21年9月	消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項の規定に基づき新潟市消費生活センターを設置し、同条第3項の規定により公示
平成28年4月	消費者安全法第10条の2第1項の規定に基づき「新潟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例」を施行

2 市勢の概要

面積	726.01 km ²	（令和8年4月1日時点）
人口	751,383人	（令和8年3月末日現在 住民基本台帳人口）
世帯数	352,865世帯	（令和8年3月末日現在 住民基本台帳人口）

3 センターの沿革

昭和6年		度量衡取締専任吏員を配置
昭和27年	9月	政令第406号により特定市に指定、商工課計量係に機構改革
昭和37年	4月	経済労働部商工課計量検査所に機構改革
昭和39年	10月	商工労働部工業振興課計量所に機構改革
昭和42年	1月	商工労働部消費者行政担当主幹室設置
昭和47年	1月	市民部生活課消費生活係、計量検査所に機構改革
昭和51年	4月	市民企画部生活課消費生活係、計量検査係に機構改革
昭和54年	7月	新潟市消費者保護条例制定 ・新潟市消費者保護委員会設置 ・新潟市消費者苦情処理委員会設置
昭和54年	8月	新潟市消費生活センター設置
昭和56年	4月	市民部生活課消費生活センター消費生活係、計量検査係に機構改革
昭和60年	1月	計量検査室竣工
平成元年	9月	市役所新庁舎竣工に伴い、第1分館1階にセンター移転
平成4年	4月	市民局市民生活部自治振興課消費生活センター消費生活係、計量検査係に機構改革
平成13年	1月	黒埼町と合併
平成14年	4月	市民局市民生活部自治振興課消費生活センターに機構改革（係統合）

平成17年	3月	新津市はじめ12市町村と合併
平成17年10月		巻町と合併
平成19年	4月	政令市移行に伴う組織改正により、市民生活部市民総務課消費生活センターに機構改革 ・消費者保護条例を全面改正し、消費生活条例に改称して施行 ・特定計量器定期検査を民間委託
平成20年	3月	新潟市消費生活推進計画を策定
平成20年	7月	全国特定市計量行政協議会副会長市に選出（任期2年） （会長：横浜市、副会長市：川崎市、新潟市）
平成21年	9月	消費者安全法に基づき、消費生活センターの設置を公示
平成22年	4月	中心市街地の新潟地下街に移転し業務を開始（土・日曜日も開設）
平成22年	5月	専任の相談員を1名増員して、多重債務相談窓口を拡充
平成22年10月		専任の相談員を1名増員して、多重債務相談窓口を拡充
平成23年	4月	消費生活相談員1名退職に伴い、専任の相談員を1名増員して多重債務相談窓口を拡充
平成24年	4月	初めて警察OB1名を雇用して、相談窓口を強化
平成25年	4月	多重債務専任を含め、消費生活相談員を2名増員。組織改正により市民生活課が本課となる。
平成26年	4月	土日の多重債務相談を「隔週」から第2・4土日とするとともに、消費生活センターの休業日に振替休日及び西堀ローサ休館日を追加
平成27年	3月	新潟市消費生活推進計画（一次改定）を策定
平成28年	4月	改正消費者安全法に基づき新潟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を施行
平成28年	7月	新潟市消費生活推進計画（一次改定）を新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画に改定 ・新潟市消費者教育推進地域協議会設置
平成30年	3月	土曜日の相談受付を終了
平成30年	4月	消費生活の相談時間を変更
平成31年	2月	新潟市消費者安全確保地域協議会設置
平成31年	3月	新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画（二次改定）を策定
令和5年	3月	新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画（三次改定）を策定
令和7年	3月	白山ビル8階に移転
令和7年	4月	消費生活センターの休業日から西堀ローサ休館日を削除

4 施設の概要（令和8年4月1日現在）

新潟市消費生活センター

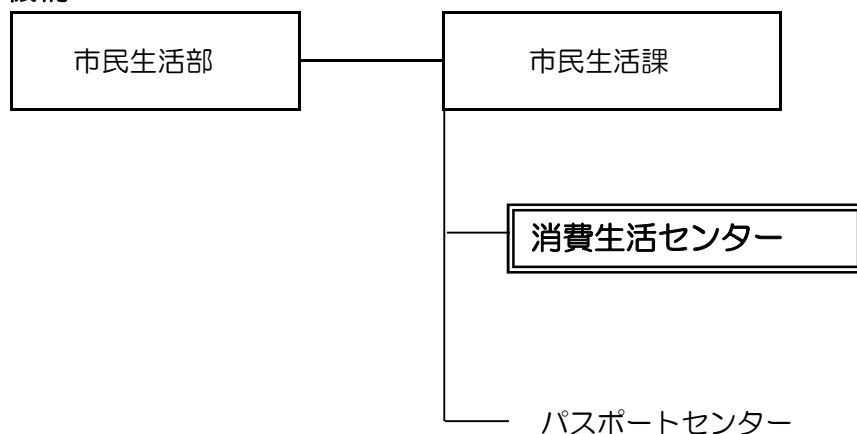
- 所在地 新潟市中央区白山浦1丁目614番地5（白山ビル8階）
- 相談時間（来所相談は予約制）
日曜日～金曜日午前9時～午後4時30分
※多重債務相談は月曜日～金曜日、第2・第4日曜日午前9時～午後4時
- 休業日 土曜日、祝日、振替休日、年末年始、他に臨時休業する場合あり
- 施設規模
- | | |
|-----------|-------------------|
| ・床面積 | 243m ² |
| （ | |
| ・事務室 | 127m ² |
| ・相談室（3部屋） | 48m ² |
| ・研修室 | 68m ² |
| ） | |

計量検査室

- 所在地 新潟市中央区川岸町3丁目17番地37
- 施設規模
- | | |
|-------------|------------------------------------|
| ・敷地面積 | 350.41m ² |
| ・構造 | 鉄骨及び木造平屋建 |
| ・建築面積 | 108.35m ² |
| ・検査室及び分銅格納庫 | 67.38m ² （2t天井走行クレーン設置） |
| ・基準器室 | 17.82m ² |
| ・商品テスト室 | 17.02m ² |
| ・その他 | 6.13m ² |

5 組織及び事務分担（令和8年4月1日現在）

（1）機構



（2）職員（消費生活センター） 15名

・ 所長		1 名
・ 消費生活担当	主幹	1 名
	主事（再任用）	1 名
	相談員（会計年度任用職員）	8 名
	相談員（個人委託）	1 名
	事務員（会計年度任用職員）	1 名
・ 計量検査担当	主幹	1 名
	主査	1 名

（3）所掌事務

- ・ 消費生活の相談及び苦情処理に関する事項
- ・ 消費生活に関する情報提供及啓発に関する事項
- ・ 消費者学習に関する事項
- ・ 消費者団体の支援に関する事項
- ・ 多重債務の相談に関する事項
- ・ その他消費生活施策の推進に関する事項
- ・ 計量器の検査及び計量の立入検査に関する事項
- ・ その他計量施策の推進に関する事項
- ・ 消費生活センターの庶務に関する事項

Ⅱ 消費生活センター事業

1 消費生活関係

(1) 消費生活相談

商品の購入やサービスの利用に伴う苦情相談、悪質商法や多重債務でお困りの方の相談、クーリングオフや中途解約の相談、消費生活に関する疑問など、相談員が解決のためのお手伝いをします。

(2) 消費者啓発及び情報提供

ア 消費者啓発講座

- ①「くらしの一日教室」・・・市民を対象に、生活に関するテーマを選び、専門の講師による講義や実習を行う講座
- ②「こども消費者学習」・・・小学校6年生を対象に、糖分測定など、食から考える消費生活の基礎知識を学ぶ講座
- ③「出前消費生活講座」・・・市民を対象にした消費生活の出前講座
- ④「中学校向け出前消費生活講座」・・・中学生を対象に、若年層向け消費生活の注意点などを学ぶ講座

イ 市政さわやかトーク宅配便及び出前講座

- ①「市政さわやかトーク宅配便」・・・主に高齢者を対象とした団体・グループへの啓発講座
- ②「出前講座」・・・学校などでの消費者教育講座や、地域包括支援センターなど高齢者見守りの担い手を対象とした講座へ講師を派遣

ウ くらしのレポーター事業

- ① 目 的 新潟市消費生活条例第26条に基づき、商品の価格調査などに関する情報の提供、意見及び要望を求めるため、くらしのレポーターを設置
- ② 委嘱数 市内に居住する18歳以上の者 30人以内
- ③ 任 期 1年間（再任可）
- ④ 価格調査の内容

	内 容
調査時期	7月～9月、12月～翌年2月に各月1回、合計6回
調 査 日	各月の指定調査期間の平日に実施
調査店舗	くらしのレポーターが日常利用している小売店を参考に市が指定
調査方法	調査日に調査店舗に出向き、対象品目の価格を調査し市に報告

	内 容
調査品目	生活関連物資33品目 キャベツ、にんじん、ばいしょ、たまねぎ、長ネギ、レタス、トマト、 だいこん、ほうれん草、りんご、バナナ、豚肉、牛肉（国産、輸入）、 鶏肉、鶏卵、牛乳、コメ（こしひかり、こしひかり以外）、バター、 マーガリン、砂糖、小麦粉、食用油、醤油、ソース、マヨネーズ、味噌、 台所用洗剤、洗濯用洗剤、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、 ラップフィルム

⑤ 研修会への参加と消費生活講座の講師

- ・消費生活についての知識と理解を深めるために、各種研修会へ積極的に参加していただくこと。
- ・消費生活に関する講座の講師を務めること。

エ 情報の提供

- ① 市報、ホームページへ掲載
- ② 消費者月間行事
- ③ 啓発資料の配布等
- ④ 消費生活センター情報コーナーの活用
- ⑤ DVD、関連図書の閲覧、貸出

（３）消費者団体の活動支援

消費者団体への事業委託

（４）製品安全３法・家庭用品品質表示法の立入検査

電気用品安全法、消費生活用製品安全法、ガス事業法及び家庭用品品質表示法に基づく立入検査による適正表示の監視を行います。

（５）不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に関する業務

景品表示法は、消費者がよりよい商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守るため、商品やサービスの品質、内容、価格などを偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限しています。この法律に基づき、対象となる事案について調査や立入検査を行います。

(6) 附属機関等関係

ア 附属機関設置状況（新潟市附属機関設置条例）

（令和8年4月1日現在）

名 称	新潟市消費生活審議会		新潟市消費者苦情処理委員会	
設置条例	新潟市附属機関設置条例（昭和35年新潟市条例第39号）			
関係条例等	新潟市消費生活条例（平成18年新潟市条例第135号） 新潟市消費生活条例施行規則（昭和54年新潟市規則第35号）			
	新潟市消費生活審議会規則 （昭和54年規則第26号）		新潟市消費者苦情処理委員会規則 （昭和54年規則第36号）	
委員構成	委員数 13人	識 者 5人 消費者 4人 事業者 4人	委員数 4人	識 者 2人 消費者 1人 事業者 1人
任 期	2年		2年	
所掌事務	① 市長の諮問に応じ、市民の消費生活の安定と向上に関して必要な基本的事項又は、重要な事項を調査審議すること。 ② 前項の諮問に関連する事項に関し、必要に応じ市長に建議すること。		① 新潟市消費生活条例の規定に基づく消費者苦情の調停を行うこと。 ② 市長の諮問に応じ、条例の規定に基づく消費者訴訟の援助に関して調査、審議し、必要な事項を市長に建議すること。	

イ 新潟市消費生活審議会委員名簿

任期：令和7年7月25日～令和9年7月24日（令和8年4月1日現在）

区分	氏 名	所 属 等
識 者	沢 田 克 己	高岡法科大学教授
	長谷川 雪子	新潟大学経済科学部准教授
	吉川 恵理子	弁護士
	川 合 純 丈	新潟日報社論説編集委員
	竹田 真実子	新潟市立味方中学校校長
消費者	高 杉 陽 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会東日本支部新潟分科会代表
	松 本 優 子	生活協同組合コープデリにいがた理事
	吉 川 憲 子	新潟市消費者協会新津支部長
	佐々木 悠吏	公募委員
事業者	加 島 長 八	株式会社加島屋代表取締役
	津 吉 孝 司	株式会社丸正産業代表取締役社長
	河本 さとみ	株式会社エントラストエスケイ代表取締役
	佐藤 千穂子	新潟かがやき農業協同組合女性部本部副部長

ウ 新潟市消費者苦情処理委員会委員名簿

任期：令和7年10月1日～令和9年9月30日（令和8年4月1日現在）

区分	氏 名	所 属 等
識 者	長谷川 雪子	新潟大学経済科学部准教授
	吉川 恵理子	弁護士
消費者	吉 川 憲 子	新潟市消費者協会新津支部長
事業者	津 吉 孝 司	株式会社丸正産業代表取締役社長

工 懇話会設置状況

(令和8年4月1日現在)

名 称	新潟市消費者教育推進地域協議会	
関係条例等	消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第20条第1項 新潟市消費者教育推進地域協議会に関する要綱	
委員構成	委員数 13人	識 者 5人 消費者 4人 事業者 4人
任 期	2年	
所掌事務	① 市の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。 ② 市が市消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、市消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。	

オ 新潟市消費者教育推進地域協議会委員名簿

任期：令和7年7月25日～令和9年7月24日

(令和8年4月1日現在)

区分	氏 名	所 属 等
識 者	沢 田 克 己	高岡法科大学教授
	長谷川 雪子	新潟大学経済科学部准教授
	吉川 恵理子	弁護士
	川 合 純 丈	新潟日報社論説編集委員
	竹田 真実子	新潟市立味方中学校校長
消費者	高 杉 陽 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会東日本支部新潟分科会代表
	松 本 優 子	生活協同組合コープデリにいがた理事
	吉 川 憲 子	新潟市消費者協会新津支部長
	佐々木 悠吏	公募委員
事業者	加 島 長 八	株式会社加島屋代表取締役
	津 吉 孝 司	株式会社丸正産業代表取締役社長
	河 本 さとみ	株式会社エントラストエスケイ代表取締役
	佐 藤 千穂子	新潟かがやき農業協同組合女性部本部副部長

(7) 協議会等関係

ア 協議会等設置状況

(令和8年4月1日現在)

名 称	新潟市消費者安全確保地域協議会	
関係条例等	消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3 新潟市消費者安全確保地域協議会設置要綱	
構 成 員	17人	関係機関 11人 新潟市 6人
所掌事務	次に掲げる事項について協議し、情報交換を行う。 ① 市内の消費者被害の現状把握に関する事項 ② 消費者被害防止の取組に関する事項 ③ 地域における見守り活動の連携及び推進に関する事項 ④ その他、消費者被害防止のため必要な事項	

名 称	新潟市多重債務者対策庁内連絡会議	
関係条例等	新潟市多重債務者対策庁内連絡会議設置要綱	
構 成 員	19人	
所掌事務	次の事項を協議する。 ① 多重債務に関する相談や啓発に関すること ② 多重債務者の救済に関すること ③ その他、目的達成に必要な事項に関すること	

2 計量関係

(1) 特定計量器定期検査

ア 特定計量器の定期検査

※新潟市指定定期検査機関へ特定計量器の定期検査及び検査手数料の徴収等を委託

(2) 立入検査

ア 商品量目立入検査・・・商品販売のスーパー、小売店などを対象に実施

イ 特定計量器立入検査・・・市内のガソリンスタンド等を対象に実施

(3) 啓発・指導事業

ア 事業者・消費者向け啓発

①市ホームページでの啓発

②計量強調月間行事

3 令和8年度当初予算

(1) 歳出

ア 消費生活関係

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 市民生活費

(単位：千円)

内 訳		予 算 額	
		令和8年度当初	令和7年度当初
人件費		29,958	28,327
	消費生活審議会委員	468	468
	消費者苦情処理委員会委員	1	1
	会計年度任用職員	29,489	27,858
消費者啓発情報提供事業		2,166	2,102
	くらしのレポーター	168	130
	消費者啓発情報提供事業	1,590	1,879
	・講座の開催		
	・こども消費者学習／啓発資料の配布		
	消費者行政推進事業	408	93
消費生活相談事業		4,544	4,788
	苦情処理・消費生活相談事業	3,238	3,445
	消費生活センター関係事務費	1,306	1,343
消費生活センター維持管理費		6,910	7,671
計		43,578	42,888

イ 計量検査関係

(款) 商工費 (項) 工業費 (目) 計量検査費

(単位：千円)

内 訳		予 算 額	
		令和8年度当初	令和7年度当初
計量検査諸経費		16,777	13,756
全国特定市計量行政協議会負担金		18	18
計		16,795	13,774

(2) 歳入

ア 消費生活関係

(款) 県支出金 (項) 県補助金 (目) 総務費県補助金

(単位：千円)

内 訳	予 算 額	
	令和8年度当初	令和7年度当初
消費者行政推進事業等補助金	789	904

イ 計量検査関係

(款) 使用料及び手数料 (項) 手数料 (目) 商工手数料

(単位：千円)

内 訳	予 算 額	
	令和8年度当初	令和7年度当初
計量器検査手数料	3,470	3,226

Ⅲ 令和7年度消費生活関係事業報告

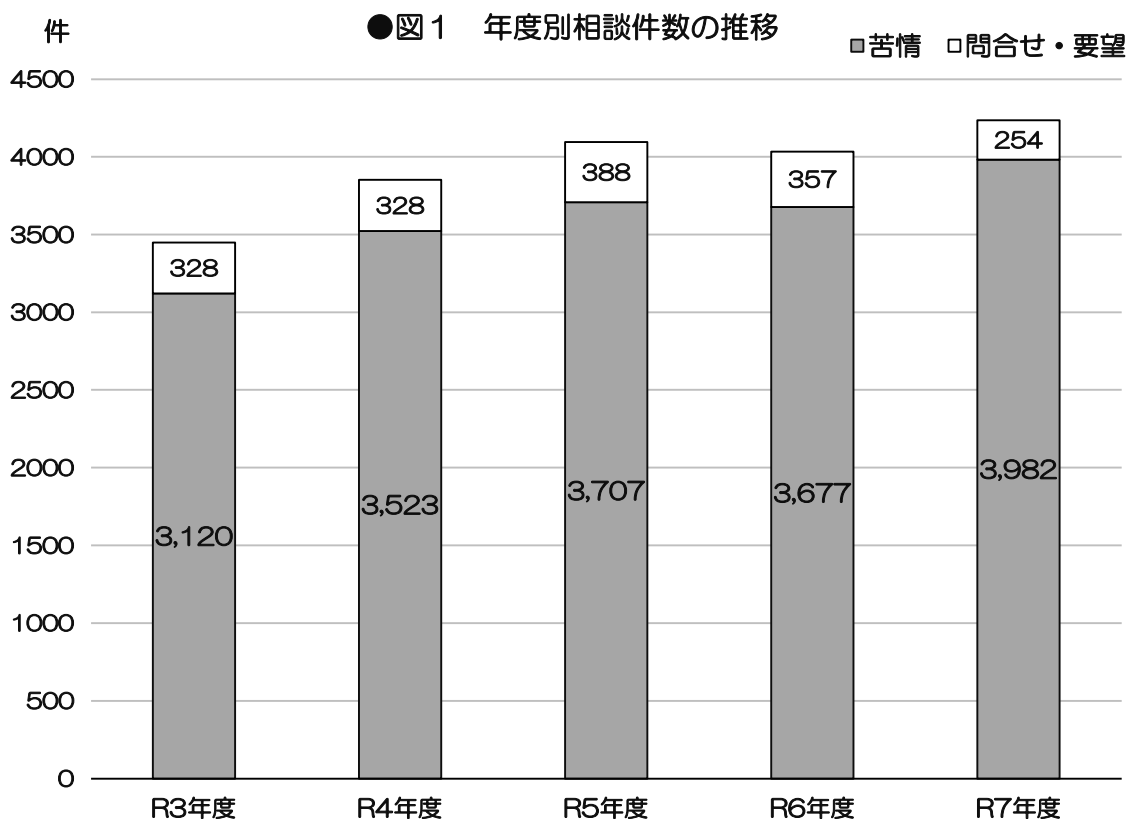
1 消費生活相談

(1) 相談件数の推移

相談件数は4,236件で、内訳は「苦情」が3,982件（構成比94.0%）、「問合せ・要望」が254件（同6.0%）でした。前年度と比べて相談件数は202件（前年度比105.0%）の増でした。

■表1 年度別相談件数の推移

		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
相 談 件 数 (件)		3,448	3,851	4,095	4,034	4,236
苦 情 (件)		3,120	3,523	3,707	3,677	3,982
問合せ・要望 (件)		328	328	388	357	254



(2) 相談者（契約当事者）の属性

ア 男女別相談件数

相談者（契約当事者）の男女別の相談件数は、男性1,869件（構成比44.1%）、女性2,017件（同47.6%）、団体131（同3.1%）でした。

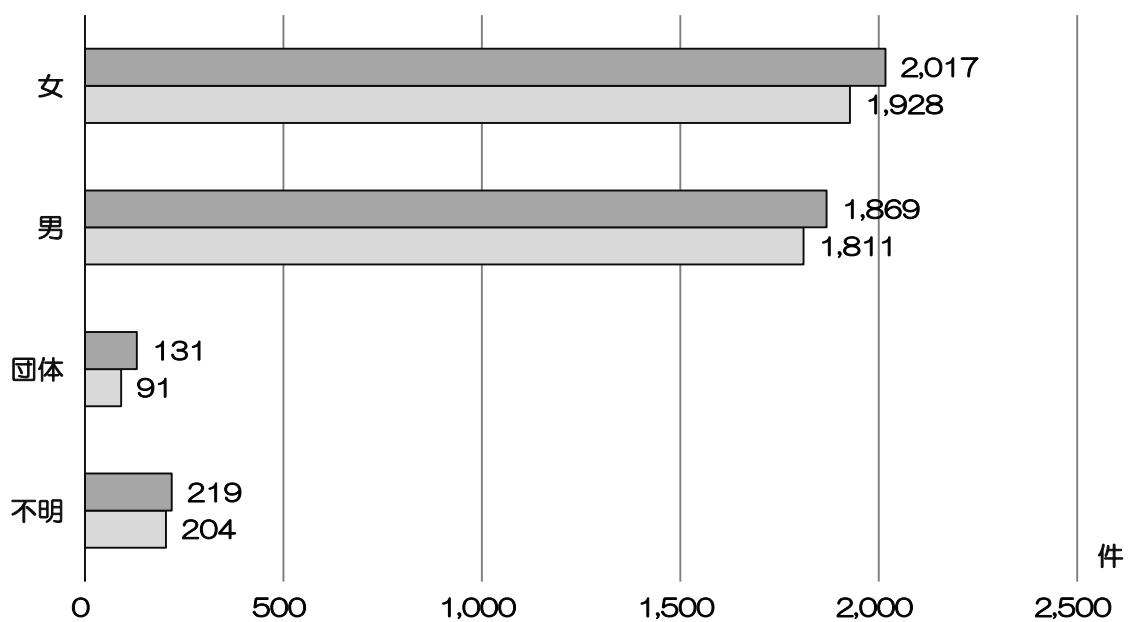
女性からの相談は、男性からの相談よりも多くありました。

■表2 契約当事者の男女別相談件数

	R7年度		R6年度		増 減 (件)	前年度比 (%)
	相談件数(件)	構成比(%)	相談件数(件)	構成比(%)		
女	2,017	47.6	1,928	47.8	89	104.6
男	1,869	44.1	1,811	44.9	58	103.2
団 体	131	3.1	91	2.3	40	144.0
不 明	219	5.2	204	5.0	15	107.4
合 計	4,236	100.0	4,034	100.0	202	105.0

●図2 契約当事者の男女別相談件数

■R7年度 □R6年度



イ 年齢別相談件数

相談者（契約当事者）の年齢別の相談件数は、多い方から「70歳以上」956件（構成比22.6%）、「50歳代」770件（同18.2%）、「60歳代」690件（同16.3%）の順でした。

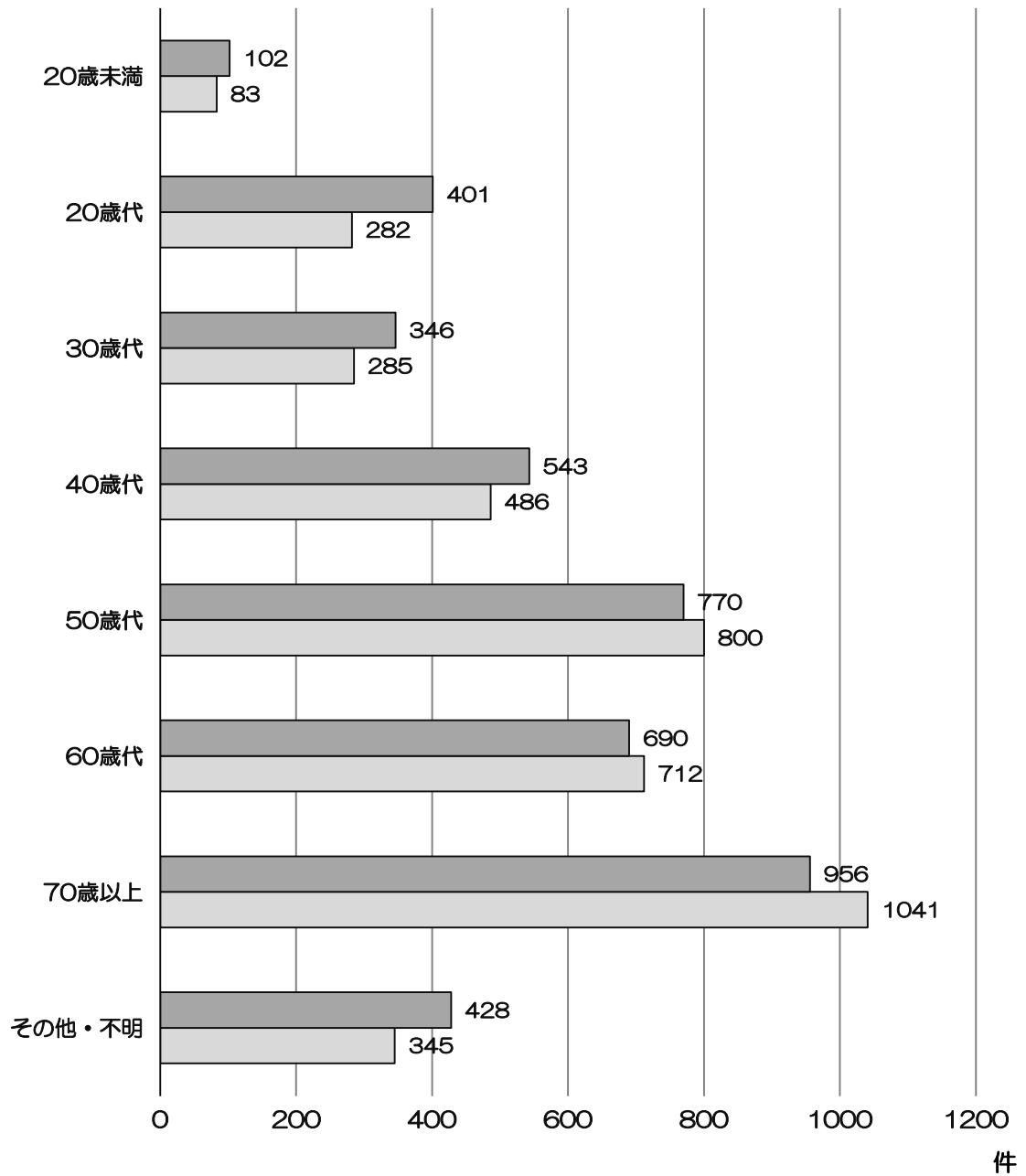
前年度と比べて相談件数は202件の増（前年度比105.0%）でした。特に「20歳代」119件（前年度比142.2%）の増となりました。

■表3 契約当事者の年齢別相談件数

	R7年度		R6年度		増 減 (件)	前年度比 (%)
	相談件数(件)	構成比(%)	相談件数(件)	構成比(%)		
20歳未満	102	2.4	83	2.1	19	122.9
20 歳 代	401	9.5	282	7.0	119	142.2
30 歳 代	346	8.2	285	7.1	61	121.4
40 歳 代	543	12.8	486	12.0	57	111.7
50 歳 代	770	18.2	800	19.8	-30	96.3
60 歳 代	690	16.3	712	17.6	-22	96.9
70歳以上	956	22.6	1041	25.8	-85	91.8
その他・不明	428	10.1	345	8.6	83	124.1
合 計	4,236	100.0	4,034	100.0	202	105.0

●図3 契約当事者の年齢別相談件数

■R7年度 □R6年度



ウ 契約当事者の職業別相談件数

相談者（契約当事者）の職業別の相談件数は、「給与生活者」1,663件（構成比39.3%）、「無職」1,299件（同30.7%）の順でした。

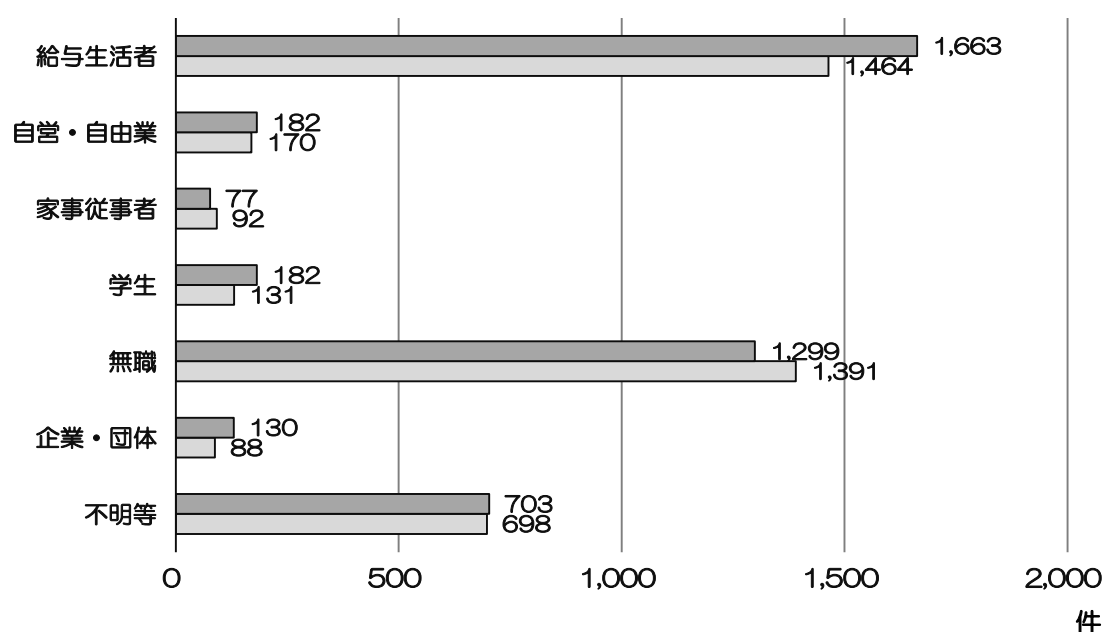
前年度と比べ、「給与生活者」は119件（同113.6%）増となりました。

■表4 契約当事者の職業別相談件数

	R7年度		R6年度		増 減 (件)	前年度比 (%)
	相談件数(件)	構成比(%)	相談件数(件)	構成比(%)		
給 与 生 活 者	1,663	39.3	1,464	36.3	199	113.6
自 営 ・ 自 由 業	182	4.3	170	4.2	12	107.1
家 事 従 事 者	77	1.8	92	2.3	-15	83.7
学 生	182	4.3	131	3.2	51	138.9
無 職	1,299	30.7	1,391	34.5	-92	93.4
企 業 ・ 団 体	130	3.1	88	2.2	42	147.7
不 明 等	703	16.6	698	17.3	5	100.7
合 計	4,236	100.0	4,034	100.0	202	105.0

●図4 契約当事者の職業別相談件数

■R7年度 □R6年度



(3) 相談傾向

ア 相談内容別件数（複数カウント）

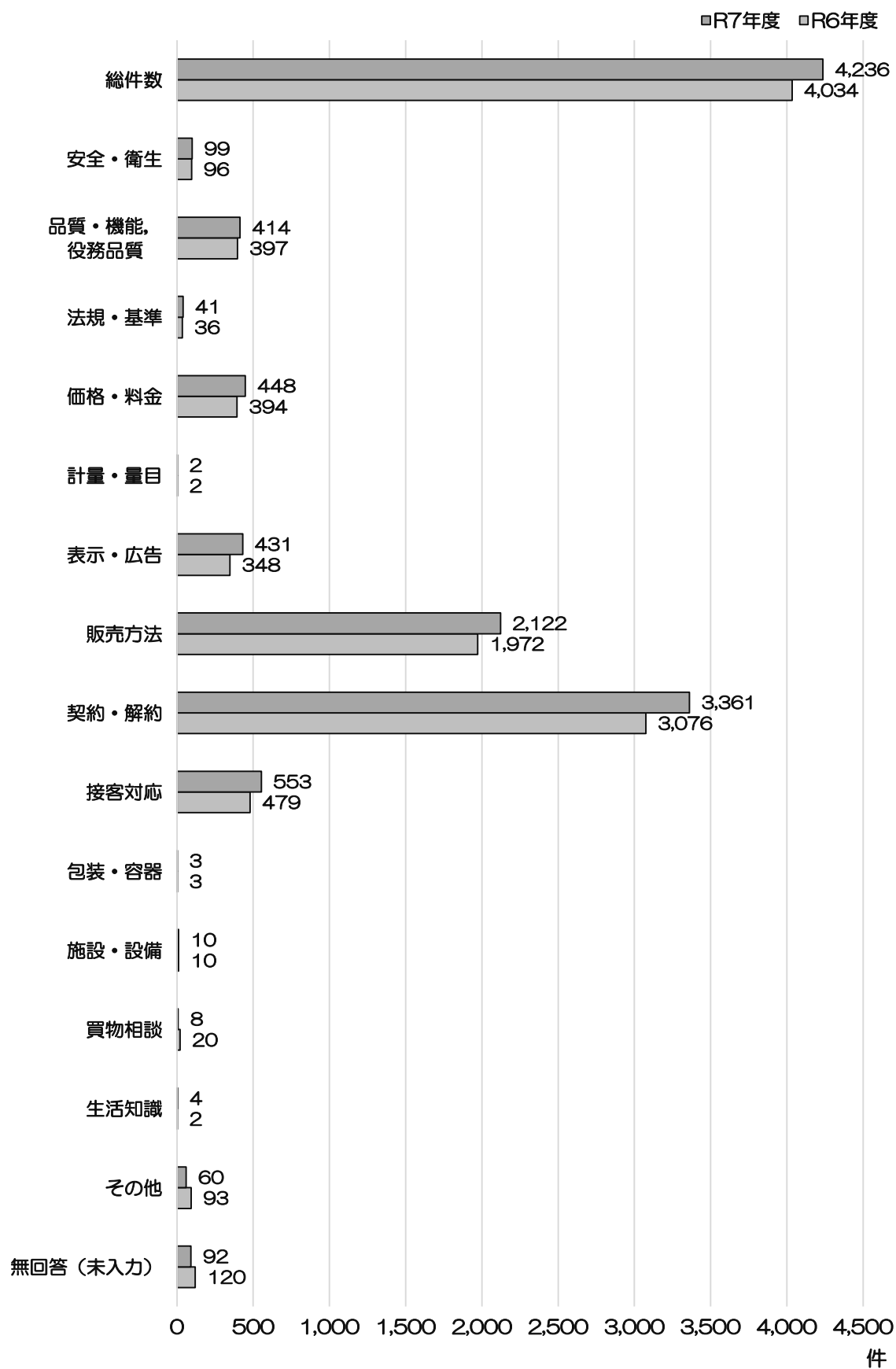
相談内容別の相談件数は、「契約・解約」3,361件（総件数比79.3%）、「販売方法」2,122件（同50.1%）の順でした。

販売方法、契約・解約などの相談内容が多くを占めています。

■表5 相談内容別件数（複数カウント）【項目の説明は32頁参照】

		R7年度		R6年度		増 減 (件)	前年度 比 (%)
		件数 (件)	対総件 数 (%)	件数 (件)	対総件 数 (%)		
総 件 数		4,236	100.0	4,034	100.0	202	105.0
	安 全 ・ 衛 生	99	2.3	96	2.4	3	103.1
	品 質 ・ 機 能 , 役 務 品 質	414	9.8	397	9.8	17	104.3
	法 規 ・ 基 準	41	1.0	36	0.9	5	113.9
	価 格 ・ 料 金	448	10.6	394	9.8	54	113.7
	計 量 ・ 量 目	2	0.0	2	0.0	0	100.0
	表 示 ・ 広 告	431	10.2	348	8.6	83	123.9
	販 売 方 法	2,122	50.1	1,972	48.9	150	107.6
	契 約 ・ 解 約	3,361	79.3	3,076	76.3	285	109.3
	接 客 対 応	553	13.1	479	11.9	74	115.4
	包 装 ・ 容 器	3	0.1	3	0.1	0	100.0
	施 設 ・ 設 備	10	0.2	10	0.2	0	100.0
	買 物 相 談	8	0.2	20	0.5	-12	40.0
	生 活 知 識	4	0.1	2	0.0	2	200.0
	そ の 他	60	1.4	93	2.3	-33	64.5
	無回答（未入力）	92	2.2	120	3.0	-28	76.7

●図5 相談内容別件数（複数カウント）



（参考）相談内容の用語の説明【30-31頁関係】

用 語	説 明
安 全 ・ 衛 生	身体・生命の被害及びそのおそれのある事故、火災・発火などの危険、食品衛生、発ガン性や残留農薬などの一般的安全性及び衛生に関する相談
品質・機能、役務品質	商品の品質、機能・性能、故障、不具合、使い勝手など及び役務(サービス)の内容・水準などに関する相談
法 規 ・ 基 準	法律、条例、指導通達、業界基準、自主基準、法規格、任意規格など規定された一定の基準に関する相談
価 格 ・ 料 金	商品の価格及び利用料、使用料など役務(サービス)の対価に関する相談
計 量 ・ 量 目	商品の計量方法、計量・量目及びそれらの不足に関する相談
表 示 ・ 広 告	商品・役務の内容、取引条件及び取引に関するその他の事項について事業者が行う表示、広告、マークなどの相談
販 売 方 法	購入したか否かに関係なく、販売形態、販売の手口、セールストークなどのいずれかひとつでも問題がある相談
契 約 ・ 解 約	法律行為としての契約に関する相談及び法定解除理由がないと判断される解約に関する相談
接 客 対 応	アフターサービス、訪問時の接客態度、クレーム処理、保証などに関する相談
包 装 ・ 容 器	商品に付随する包装、容器に関する相談
施 設 ・ 設 備	商品・役務(サービス)を販売している施設、設備に関する安全・衛生、品質・機能など一切の相談
買 物 相 談	商品・役務(サービス)を購入するに先立って、情報を収集する目的での相談
生 活 知 識	商品・役務(サービス)の購入に関係なく、生活の知恵、暮らしのノウハウなどを問う相談
そ の 他	上記のいずれにも含まれない内容の相談

イ 商品・役務（サービス） 別相談件数（上位 10 位）

商品・役務（サービス）別の相談件数は、「商品一般」512件、「化粧品」255件、「役務（サービス）その他」247件が上位3番目までを占めました。

前年度9番目の「教養・娯楽サービス」にかわって「紳士・婦人洋服」がランクインしました。

■表6 商品・役務(サービス)別相談件数（上位10位）

R7年度				R6年度		
順	商品・役務(サービス)	件数		順	商品・役務(サービス)	件数
1	商品一般	512	←	1	商品一般	476
2	化粧品	255	←	2	化粧品	288
3	役務(サービス)その他	247	←	3	役務(サービス)その他	250
4	融資サービス	231	←	4	融資サービス	236
5	集合住宅	159	↘	5	健康食品	171
6	インターネット通信サービス	139	↘	6	戸建住宅	149
7	健康食品	122	✓	7	インターネット通信サービス	131
8	戸建住宅	116	✓	8	集合住宅	130
9	紳士・婦人洋服	115	↘	9	教養・娯楽サービス	106
10	自動車	114	←	10	自動車	104

（参考）商品・役務(サービス)の項目の説明

商品・役務(サービス)	主 な 相 談 内 容
商品一般	架空請求メール、頼んだ覚えのない宅配荷物、宅配業者を装った不審なSMSなど。
化粧品	ネット通販で定期購入したが、解約するため電話をするが繋がらないなど
役務(サービス)その他	火災保険の申請代理サービス、コンピュータウイルス除去サービス、占いサイトなど
融資サービス	借金による多重債務、金利・利息など
集合住宅	分譲マンション、賃貸マンション・アパートの修理費、敷金等の返金など
インターネット通信サービス	光回線、アナログ回線への変更など
健康食品	お試しや1回だけ購入のつもりが定期購入契約、サプリメントなどの健康食品やダイエット食品など
戸建住宅	工事・建築・加工、レンタル・リース・貸借、屋根工事、塗装工事 電気工事、衛生設備工事など
紳士・婦人洋服	被服品、クリーニング、レンタル・リース、修理・補修など

商品・役務(サービス)	主 な 相 談 内 容
自動車	中古車の解約、不要なローン契約など

ウ 契約当事者年代別商品・役務(サービス) 別相談件数(上位5位)

相談の多かった商品・役務(サービス別)のうち、一番多かった「商品一般」は「40歳代」、「50歳代」、「70歳代以上」で1位となっています。
「60歳代」は「化粧品」に関する相談が多くなっています。

■表7 契約当事者年代別商品・役務(サービス)別相談件数(上位5位)

R7年度				R6年度		
	順	商品・役務(サービス)	件数	順	商品・役務(サービス)	件数
20歳未満	1	教養・娯楽サービス	22	1	教養・娯楽サービス	25
	2	理美容	13	2	情報配信サービス	6
	3	健康食品	6	3	理美容	5
	4	情報配信サービス	5	4	健康食品	4
	5	紳士・婦人洋服	4		化粧品	4

	順	商品・役務(サービス)	件数	順	商品・役務(サービス)	件数
20歳代	1	理美容	50	1	内職・副業	34
	2	集合住宅	33	2	融資サービス	27
		融資サービス	33	3	商品一般	26
	4	役務(サービス)その他	32	4	教養・娯楽サービス	14
	5	商品一般	28		役務(サービス)その他	14

R7年度				R6年度		
	順	商品・役務(サービス)	件数	順	商品・役務(サービス)	件数
30 歳代	1	融資サービス	33	1	融資サービス	31
	2	集合住宅	26	2	集合住宅	23
	3	理美容	21	3	役務(サービス)その他	17
	4	商品一般	20	4	商品一般	15
	5	自動車	18	5	自動車	12

	順	商品・役務(サービス)	件数	順	商品・役務(サービス)	件数
40 歳代	1	商品一般	59	1	商品一般	42
	2	融資サービス	41		融資サービス	42
	3	集合住宅	32	3	集合住宅	25
	4	化粧品	30	4	化粧品	22
	5	役務(サービス)その他	24	5	戸建住宅	20

	順	商品・役務(サービス)	件数	順	商品・役務(サービス)	件数
50 歳代	1	商品一般	94	1	化粧品	89
	2	化粧品	60	2	商品一般	85
	3	融資サービス	49	3	融資サービス	53
	4	集合住宅	37	4	集合住宅	41
	5	役務(サービス)その他	35	5	役務(サービス)その他	40

	順	商品・役務(サービス)	件数	順	商品・役務(サービス)	件数
60 歳代	1	化粧品	77	1	化粧品	97
	2	商品一般	76	2	商品一般	85
	3	役務(サービス)その他	37	3	健康食品	42
	4	融資サービス	30	4	融資サービス	37
		インターネット通信サービス	30		役務(サービス)その他	37

R7年度				R6年度		
	順	商品・役務(サービス)	件数	順	商品・役務(サービス)	件数
70歳代以上	1	商品一般	132	1	商品一般	138
	2	化粧品	64	2	役務(サービス)その他	82
	3	役務(サービス)その他	59	3	健康食品	62
	4	固定電話	53	4	化粧品	52
	5	健康食品	52		戸建住宅	52

	順	商品・役務(サービス)	件数	順	商品・役務(サービス)	件数
その他・不明	1	商品一般	101	1	商品一般	83
	2	役務(サービス)その他	38	2	役務(サービス)その他	38
	3	インターネット通信サービス	22	3	インターネット通信サービス	12
	4	移動通信サービス	15	4	化粧品	11
	5	相談・その他	14	5	融資サービス	10

エ 各月の相談の傾向

	各月の相談の傾向
4月	ネット通販では、極端な安値や品切れ商品を販売するサイトに注意が必要です。商品が届かないほか、返金手続きを装って送金させる詐欺も発生しています。事業者情報や利用規約を確認し、個人情報の入力や購入は慎重に行いましょう。
5月	事業者や公的機関を装うフィッシング詐欺が巧妙化しています。メール内のリンクから個人情報やカード情報を入力すると、不正利用につながる恐れがあります。メールのリンクは開かず、ブックマークした正規サイトから確認しましょう。
6月	歯のセルフホワイトニングの無料体験後、その場で契約を迫られるケースがあります。自分で施術するタイプはクーリングオフの対象外となる場合が多く、解約が難しいこともあります。契約前に内容や解約条件を十分確認しましょう。
7月	「+」から始まる国際電話による不審な着信の相談が増えています。自動音声で不安をあおり、個人情報を聞き出す詐欺の可能性があります。知らない番号には出ず、折り返しもせず、個人情報は絶対に伝えないようにしましょう。
8月	SNSで知らない相手とやり取りを続けた結果、投資話や荷物受け取りを口実に金銭被害に遭うケースが増えています。投稿された華やかな生活が本物とは限りません。知らない相手からのメッセージには十分注意しましょう。
9月	国税庁、警察などを名乗る不審な電話の相談が増えています。個人情報を聞き出したり、不安をあおって金銭をだまし取る手口です。身に覚えのない話は信用せず、不審に感じたら消費生活センターへ相談しましょう。
10月	クレジットカード会社や大手ECサイトなどを装うフィッシングメールに注意しましょう。メール内のリンクから偽サイトへ誘導され、個人情報を盗まれる恐れがあります。リンクは開かず、公式サイトで確認し、セキュリティ対策も行いましょう。
11月	賃貸住宅のエアコンや給湯器、水漏れなどのトラブルは、まず大家や管理会社へ連絡しましょう。必要な修繕は原則として貸主の負担です。無断で修理すると後のトラブルにつながるため注意し、入居時の設備確認も大切です。
12月	SNS広告などの格安商品を扱う詐欺サイトによる被害が続いています。欠品を理由に〇〇ペイでの返金を装い、送金させる手口にも注意が必要です。購入前に事業者情報やサイトの信頼性を確認し、不審な指示には従わないようにしましょう。
1月	「誰でも簡単に稼げる」などと勧誘する投資話には注意が必要です。利益が出ているように見せかけて追加の投資や手数料を要求し、出金できないケースが多発しています。甘い言葉を信じず、借入れを伴う投資は特に慎重に判断しましょう。
2月	「お得」「キャッシュバック」などと光回線の契約を勧める電話相談が増えています。電話だけで契約内容を理解するのは難しいため、その場で契約せず書面で確認しましょう。契約後でも初期契約解除制度を利用できる場合があるため、早めに相談してください。
3月	音楽や動画配信などのサブスクリプション契約で、解約したつもりでも料金の引き落としが続くなどの相談が増えています。契約前に解約方法や連絡先を確認し、事業者情報を十分に確認したうえで利用しましょう。

(4) 特殊販売（無店舗販売）に関する相談

ア 販売購入形態別相談件数

特殊販売（無店舗販売）に関する相談件数は、「通信販売」1,513件（構成比35.7%）が第1位で、「店舗購入」911件（同21.5%）を上回りました。以下「電話勧誘販売」378件（同8.9%）、「訪問販売」211件（同5.0%）の順でした。

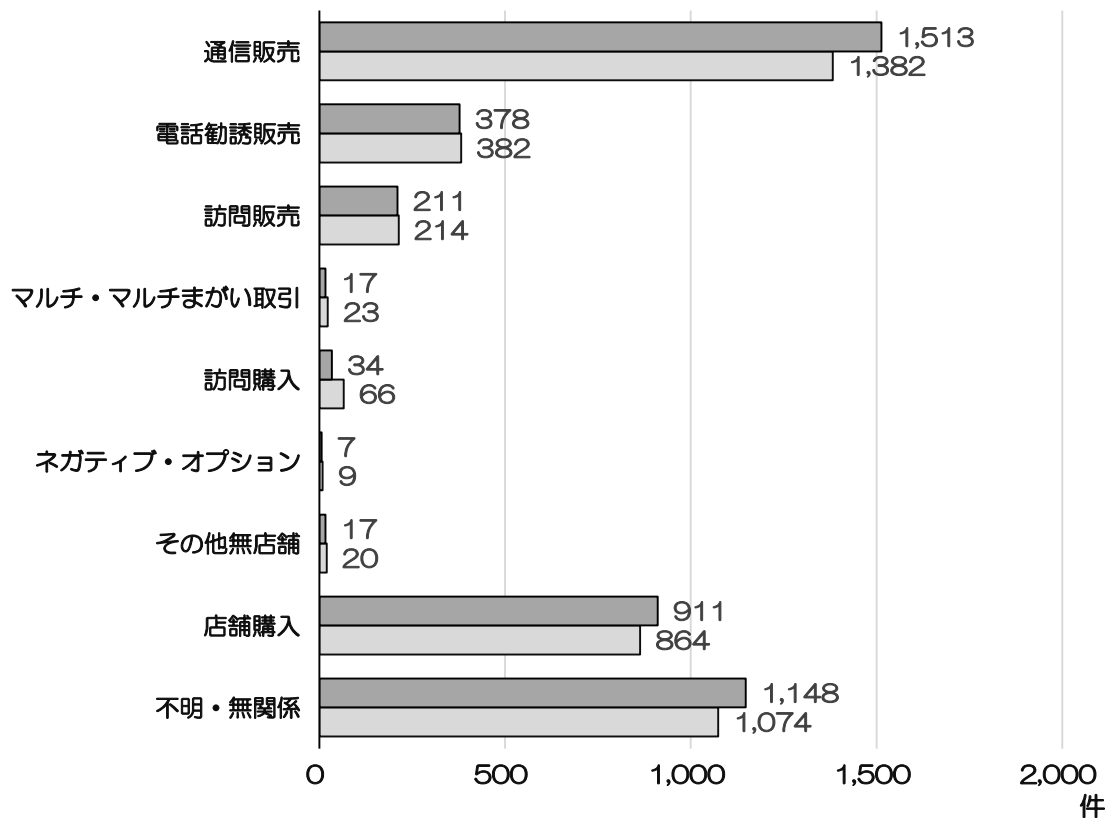
前年度と比べ、「通信販売」に関する相談が131件（前年度比109.5%）の増加となりました。

■表8 販売購入形態別相談件数【項目の解説は39ページ参照】

項 目		R7年度		R6年度		増 減 (件)	前年度比 (%)
		件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)		
特殊販売（無店舗販売）	通信販売	1,513	35.7	1,382	34.3	131	109.5
	電話勧誘販売	378	8.9	382	9.5	-4	99.0
	訪問販売	211	5.0	214	5.3	-3	98.6
	マルチ・マルチまがい取引	17	0.4	23	0.6	-6	73.9
	訪問購入	34	0.8	66	1.6	-32	51.5
	ネガティブ・オプション	7	0.2	9	0.2	-2	77.8
	その他無店舗	17	0.4	20	0.5	-3	85.0
店舗購入		911	21.5	864	21.4	47	105.4
不明・無関係		1,148	27.1	1,074	26.6	74	106.9
総件数		4,236	100.0	4,034	100.0	202	105.0

●図6 販売購入形態別相談件数

■R7年度 □R6年度



(参考) 特殊販売（無店舗販売）の項目の説明

項 目	説 明
通信販売	テレビ、インターネット上のホームページ（オークションサイトを含む）などによる広告や、ダイレクトメール、チラシ等を見て、郵便や電話、インターネット等で購入の申込みを行う取引方法。健康食品や化粧品の定期購入・解約に関する相談など。
電話勧誘販売	電話勧誘で契約した光回線やプロバイダー、健康食品の解約や信用性に関する相談、過去の通信教育教材の解約に関する不当請求や二次被害に関する相談など。
訪問販売	新聞購読の強引な勧誘や契約に関する相談、結婚相手紹介サービスの解約や業者の信用性、光回線契約、ソーラーシステム、外壁工事など住宅リフォーム契約・解約に関する相談など。
マルチ・マルチまがい取引	加入者を増やせば利益が得られると商品の販売組織に誘って商品を購入させようとする商法。思うようには実際は売れずに借金を抱える場合が多い。空気清浄器のレンタルオーナーや高額な化粧品、健康食品などのマルチ取引の契約・解約や、仮想通貨への投資などに関する相談など。
訪問購入	購入業者が消費者の自宅などの営業所等以外の場所において、売買契約を締結し物品などを購入しようとする取引形態。業者が古着などの不用品を買い取ると自宅に來訪し、貴金属などの買取りを要求したので契約したが、解約したいとの相談など。
ネガティブ・オプション	注文をしていないにもかかわらず、商品を一方的に送りつけ、購入しなければならないものと勘違いをさせて代金を支払わせることを狙った商法。勝手に送りつけてきた健康食品、書籍、雑誌などへの対処法に関する相談など。
その他無店舗	ホテルや集会場などで2日以上にわたって開かれる展示会など、店舗とはいえない会場での着物や帯など小物類の購入契約の解約に関する相談など。

(5) 相談処理状況

ア 処理別相談件数

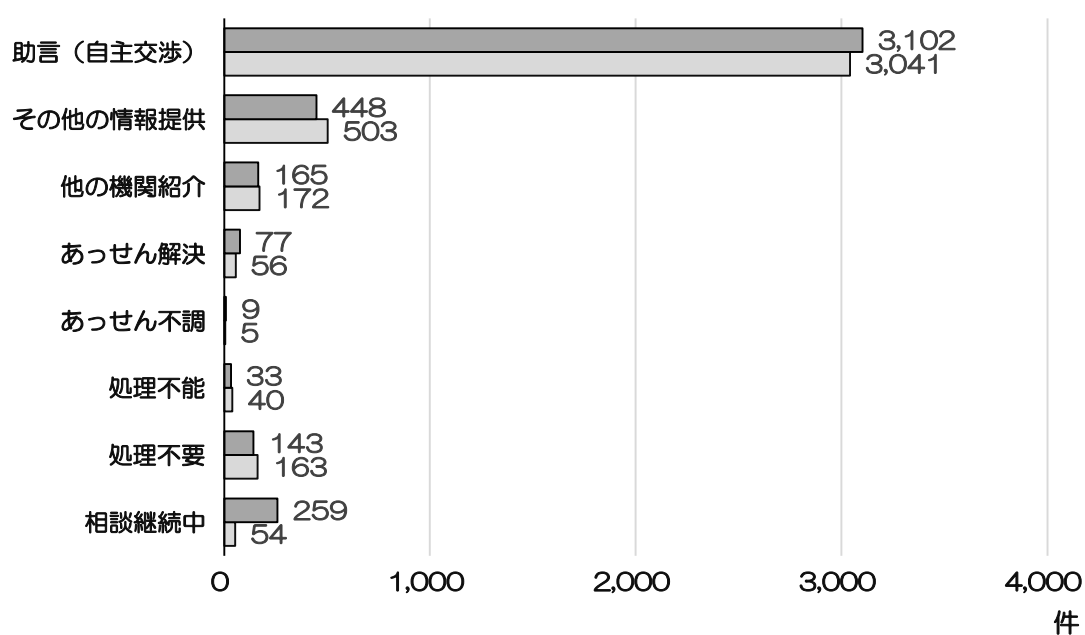
処理別の相談件数は、「助言（自主交渉）」3,102件（構成比73.2%）、「その他の情報提供」448件（同10.6%）の順でした。

■表9 相談処理状況

	R7年度		R6年度		増 減 (件)	前年度比 (%)
	相談件数 (件)	構成比(%)	相談件数 (件)	構成比(%)		
助言（自主交渉）	3,102	73.2	3,041	75.4	61	102.0
その他の情報提供	448	10.6	503	12.5	-55	89.1
他の機関紹介	165	3.9	172	4.3	-7	95.9
あっせん解決	77	1.8	56	1.4	21	137.5
あっせん不調	9	0.2	5	0.1	4	180.0
処 理 不 能	33	0.8	40	1.0	-7	82.5
処 理 不 要	143	3.4	163	4.0	-20	87.7
相 談 継 続 中	259	6.1	54	1.3	205	479.6
合 計	4,236	100.0	4,034	100.0	202	105.0

●図7 処理別相談件数

■R7年度 □R6年度



(6) 事業者による消費生活センター訪問

事業者による消費生活センター訪問の機会を通じて、消費者被害防止について意見交換を行っています。令和7年度の訪問は延べ22回でした。

■表10 事業者による消費生活センター訪問回数

	R7年度	R6年度	増 減
訪問回数（延べ）	22	32	-10

(7) 多重債務に関する相談

令和7年度の多重債務相談件数は245件で、前年度と比べて12件の減（前年度比95.3%）でした。多重債務に関する相談割合は、全体相談件数4,236件の5.8%と増加しました。

■表11 多重債務相談人数

（単位：人）

	R7年度	R6年度	増減
面 談	121	108	13
電 話	124	149	-25
合 計	245	257	-12

■表12 当事者の債務整理

（単位：人）

	R7年度	R6年度	増減
任 意 整 理	6	14	-8
自 己 破 産	37	20	17
民 事 再 生	4	8	-4
特 定 調 停	0	0	0
相 談 の み	198	215	-17
合 計	245	257	-12

■表13 平均相談回数

（単位：回）

	R7年度	R6年度	増減
平均相談回数	3.4	2.9	0.5

■表14 相談件数

内容 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
多重債務相談件数	178	164	187	257	245
対前年度比（%）	105.3	92.1	114.0	137.4	95.3
全相談件数比（%）	5.2	4.3	4.6	6.4	5.8

(参考) 令和7年度 多重債務新規相談内容集計表

I 当事者の人的属性項目

性別	人数	構成比
男	158	64%
女	87	36%
不明	0	0%
合計	245	100%
年齢	人数	構成比
10歳代	0	0%
20歳代	39	16%
30歳代	34	14%
40歳代	46	19%
50歳代	51	21%
60歳代	37	15%
70歳以上	37	15%
不明	1	0%
合計	245	100%
職業	人数	構成比
給与所得者(正社員)	81	33%
パート等非正規雇用者	47	19%
個人事業主(農林漁業者含)	9	4%
会社役員	0	0%
年金受給者	33	13%
無職	68	28%
主婦・主夫	1	0%
学生	3	1%
不明	3	1%
合計	245	100%
年収	人数	構成比
0円	64	26%
1～100万円	30	12%
101～150万円	14	6%
151～200万円	25	10%
201～300万円	36	15%
301～400万円	15	6%
401～500万円	7	3%
501～700万円	3	1%
701万円～	3	1%
不明	48	20%
合計	245	100%
居住区	人数	構成比
中央区	67	27%
東区	37	15%
西区	43	18%
南区	14	6%
北区	17	7%
江南区	31	13%
秋葉区	17	7%
西蒲区	13	5%
その他、不明	6	2%
合計	245	100%

II 相談者内容項目

借入総件数	人数	構成比
1～4件	147	60%
5～9件	73	30%
10件～	9	4%
不明	16	7%
合計	245	100%
住宅ローンを除く借入金額	人数	構成比
～50万円	37	15%
51～100万円	39	16%
101～200万円	34	14%
201～300万円	34	14%
301～400万円	19	8%
401～500万円	14	6%
501万円～	42	17%
不明	26	11%
合計	245	100%
住宅ローンの借入額 (融資残高)	人数	構成比
～1000万円	7	39%
1001～1500万円	2	11%
1501～2000万円	5	28%
2001万円～	1	6%
不明	3	17%
合計	18	100%
借入目的(複数回答)	人数	構成比
生活費	105	27%
物品購入	72	19%
出会系ほか悪質商法関連	20	5%
教育費	20	5%
冠婚葬祭	1	0%
医療費	5	1%
返済金のため	36	9%
遊興・レジャー	20	5%
ギャンブル	15	4%
事業資金	11	3%
住宅ローン	19	5%
その他	20	5%
不明	40	10%
合計	384	100%
公租公課の滞納	人数	構成比
有	20	8%
無	122	50%
不明	103	42%
合計	245	100%
公租公課の滞納額	人数	構成比
～20万円	8	40%
21～50万円	4	20%
51～100万円	2	10%
101万円～	0	0%
不明	6	30%
合計	20	100%

※「構成比」の数値は小数点以下第1位を四捨五入して
いるため合計と内訳の計が一致しません。

Ⅲ相談結果

並行相談

債務整理	人数	構成比
任意整理	6	2%
自己破産	37	15%
民事再生	4	2%
特定調停	0	0%
相談のみ	198	81%
合計	245	100%

債務整理連携先(複数回答)	人数	構成比
弁護士	52	75%
司法書士	5	7%
クレジットカウンセリング協会	1	1%
貸金業協会	0	0%
法テラス	2	3%
警察	7	10%
裁判所	1	1%
他の消費生活センター	1	1%
商工会議所	0	0%
その他	0	0%
合計	69	100%

生活再建連携先(複数回答)	人数	構成比
法務局	0	0%
税務署(国税関係)	0	0%
振興局(県税)	0	0%
市民税課・資産税課	0	0%
納税課	0	0%
区民生活課(国保・国年	0	0%
保護課・健康福祉課	60	65%
市民相談室	1	1%
こころの健康センター	2	2%
学務課等(奨学金等)	0	0%
社会福祉協議会	9	10%
ハローワーク	1	1%
パーソナルサポート	10	11%
市営住宅サービスセンタ	0	0%
県住宅供給公社	0	0%
年金事務所	0	0%
県地方税徴収機構	0	0%
その他	9	10%
合計	92	100%

相談区分	人数	構成比
面談	121	49%
電話	124	51%
合計	245	100%

相談者との同行	人数
	41

出張相談(相談者宅等への訪問)	人数
	0

Ⅳその他項目

貸金業法の影響等	人数	構成比
ヤミ金利用	5	45%
総量規制	0	0%
専業主婦(夫)	0	0%
法律家とのトラブル	6	55%
合計	11	100%
当センターを知ったきっかけ	人数	構成比
TV、ラジオCM	2	1%
新聞、雑誌	0	0%
市報等の広報誌	1	0%
看板・広告等	0	0%
インターネット	99	40%
電話帳・こたえてコール	6	2%
庁内の紹介	68	28%
(詳細) <市民税課・資産税課>	0	0%
<納税課>	0	0%
<市民相談室>	2	1%
<区民生活課・国保・年金>	0	0%
<区役所>	10	4%
<保護課等>	52	21%
<庁内その他>	4	2%
公的機関からの紹介	33	13%
(詳細) <他消費生活センター>	13	5%
<ハローワーク・パーソナルサポート>	2	1%
<社会福祉協議会>	9	4%
<県地方税徴収機構>	0	0%
<警察>	8	3%
<他の公的機関>	1	0%
知人・家族からの紹介	26	11%
議員・民生委員・自治会長	0	0%
包括介護事業者の紹介	0	0%
その他	10	4%
合計	245	100%

平均相談回数	3.4 回
--------	-------

公租公課延滞率 (公租公課延滞「有」件数÷総相談件数)	8%
--------------------------------	----

2 消費者啓発及び情報提供

(1) 消費者啓発講座

ア くらしの一日教室 …… 市民を対象に、生活に関連するテーマを選び、専門の講師による講義や実習を行う講座

開催月日	テ ー マ	講 師	参加人数
5月2日	初心者向けスマホ教室	全国直販流通協会	30人
7月25日	知っていますか？成年後見制度	新潟市社会福祉協議会 成年後見支援センター	15人
10月31日	スマホを使って賢く楽しく暮らすヒント	全国直販流通協会	28人
11月28日	終活セミナー 豊かな老後のために知っておきたい お金の話	J-FUREC（金融経済 教育推進機構）	28人
12月19日	高齢者のための栄養成分表示活用法	新潟市消費者協会	23人

参加者 5回 計124人

イ こども消費者学習 …… 小学6年生を対象に、糖分測定など、食から考える消費生活の基礎知識を学ぶ講座

開催月日	区	会 場	実 験 の 内 容	参加人数
6月24日	西蒲	松野尾小学校	食品に含まれる糖分の測定	13人
7月1日	北	太夫浜小学校	食品に含まれる糖分の測定	31人
7月10日	秋葉	小合小学校	食品に含まれる糖分の測定	16人
7月11日	北	濁川小学校	食品に含まれる糖分の測定	※56人
9月1日	中央	桜が丘小学校	食品に含まれる糖分の測定	30人
9月4日	東	中野山小学校	食品に含まれる糖分の測定	※47人
9月5日	中央	桜が丘小学校	食品に含まれる糖分の測定	※60人

開催月日	区	会 場	実 験 の 内 容	参加人数
9月26日	西蒲	巻南小学校	食品に含まれる糖分の測定	※72人
11月6日	南	大鷲小学校	食品に含まれる糖分の測定	11人
11月10日	江南	丸山小学校	食品に含まれる糖分の測定	※42人
11月25日	秋葉	矢代田小学校	食品に含まれる糖分の測定	35人
12月4日	江南	大淵小学校	食品に含まれる糖分の測定	27人
12月11日	東	江南小学校	食品に含まれる糖分の測定	※69人

※は1日に2回実施 参加者 12校（19回） 計 509人

ウ 出前くらしのテスト教室 … 市民を対象にした消費生活の出前講座

開催月日	区	団 体 名	テ ー マ	参加人数
6月11日	中央	さくら国際高等学校	食品ロスについて	13人
6月12日	中央	さくら国際高等学校	食品ロスについて	14人
12月5日	東	東山の下小学校	くらしの中のエシカル消費	31人
12月5日	東	東山の下小学校	くらしの中のエシカル消費	31人
12月10日	中央	新潟青陵大学短期大学部	健康でいきいきと暮らすための栄養成分表示活用法	16人
12月12日	東	東山の下小学校	くらしの中のエシカル消費	31人
12月12日	東	東山の下小学校	くらしの中のエシカル消費	31人
1月16日	西	就労移行支援事業所プライム	健康でいきいきと暮らすための栄養成分表示活用法	20人
3月12日	中央	ほがらかサロン	健康でいきいきと暮らすための栄養成分表示活用法	20人

参加者 9回 計207人

エ 中学校向け出前くらしのテスト教室 …… 中学生を対象に、若年層向け消費生活の
 注意点などを学ぶ講座

開催月日	区	会 場	テ ー マ	参加人数
9月18日	南	味方中学校	くらしの中のエシカル消費	27人
11月21日	南	味方中学校	若年層向け 気を付けよう消費生活	39人
12月18日	西蒲	西川中学校	健康でいきいきと暮らすための栄養成分表示活用法	30人
12月18日	西蒲	西川中学校	健康でいきいきと暮らすための栄養成分表示活用法	30人
1月27日	秋葉	新津第一中学校	若年層向け 気を付けよう消費生活	34人
1月29日	秋葉	新津第一中学校	若年層向け 気を付けよう消費生活	33人
2月2日	秋葉	新津第一中学校	若年層向け 気を付けよう消費生活	34人
2月9日	秋葉	新津第一中学校	若年層向け 気を付けよう消費生活	34人
2月10日	秋葉	新津第一中学校	若年層向け 気を付けよう消費生活	33人
2月12日	秋葉	新津第一中学校	若年層向け 気を付けよう消費生活	34人
1月26日	西蒲	巻東中学校	若年層向け 気を付けよう消費生活	37人
1月26日	西蒲	巻東中学校	若年層向け 気を付けよう消費生活	38人

参加者 12回 計403人

(2) 市政さわやかトーク宅配便及び出前講座

ア 市政さわやかトーク宅配便…… 主に高齢者を対象とした団体・グループへの啓発講座

開催月日	区	団 体 名	テ ー マ	参加人数
4月16日	西	寺尾駅前中央自治会	だまされないで！ 悪質商法	12人
5月8日	秋葉	山の手コミュニティ協議会	だまされないで！ 悪質商法	22人
7月16日	西	ときめき再彩クラブ	だまされないで！ 悪質商法	10人
7月18日	西	五十嵐地区民生委員児童委員協議会	だまされないで！ 悪質商法	20人

開催月日	区	団 体 名	テ ー マ	参加人数
9月10日	北	濁川東町内会	だまされないで！ 悪質 商法	35人
9月22日	秋葉	地域包括支援センター日宝町 (北上長寿会)	だまされないで！ 悪質 商法	21人
10月22日	江南	亀田福寿大学	だまされないで！ 悪質 商法	37人
10月24日	江南	江南区社協：ボランティア サロン江南	だまされないで！ 悪質 商法	13人
1月28日	北	名目所寿成会	だまされないで！ 悪質 商法	17人
2月5日	中央	社会福祉事業専攻科KINGO カレッジ	だまされないで！ 悪質 商法	15人
2月9日	西	いきいき男のセミナー	だまされないで！ 悪質 商法	20人
3月2日	西	有明福祉会	だまされないで！ 悪質 商法	46人
3月10日	西	就労移行支援事業所プライム	だまされないで！ 悪質 商法	19人

参加者 13回 計287人

イ 出前講座… 市政さわやかトーク宅配便以外のもの

開催月日	区	団 体 名	テ ー マ	参加人数
4月2日	中央	日本こども福祉専門学校	契約のキホンとトラブルのおは なし	28人
5月14日	中央	新潟青陵大学短期大学部	人間総合学科1年生「あ なたを狙う悪質商法」	187人
6月11日	北	新潟県立豊栄高等学校	・契約や未成年者取消権に関す ること ・SNS等を介した消費者被害 の実例	29人
9月1日	中央	新潟県消費者協会	消費生活サポーター養成講座 「悪質商法等の現状と被害に遭 わないための注意点」	60人
10月3日	中央	新潟市社会福祉協議会	令和7年度新潟市市民後 見人養成研修	20人
12月23日	中央	開志専門職大学	・成人になると増える消費者ト ラブル ・家計管理とグループワ ーク	60人

開催月日	区	団 体 名	テ ー マ	参加人数
2月25日	北	北区社会福祉協議会	地域の茶の間・友愛訪問事業等見守り団体研修会 「みんなで防ごう！消費者被害」	52人

参加者 7回 計436人

(3) 暮らしのレポーター事業

ア 価格調査の結果

レポーターに13名を委嘱し、市内の小売店で生活関連物資33品目の価格調査を実施し、結果をセンター広報誌「くらしゆうゆう通言」及び市のホームページを通じて情報を公表しました。

イ 研修会

開催月日	内 容	講 師	参加人数
4月24日	委嘱状交付 研修会 ・暮らしのレポーター業務について	消費生活センター 職員	11人
6月17日	研修会 ・キャッシュレス決済に潜む危険	消費生活センター 職員	11人
10月16日	研修会 ・新潟市の防災体制について	市防災課職員	7人
2月20日	意見交換（一年の総括）	—	8人

（延べ）参加者37人

ウ 講座の講師

開催月日	区	団 体 名	テ ー マ	講師
2月9日	西	いきいき男のセミナー	市政さわやかトーク 宅配便	20人

令和7年度 生活関連物資の小売価格変動結果

品 名	7月	8月	9月	平均	12月	1月	2月	平均	最高値	最低値
キャベツ 100g	14	16	23	18	25	26	23	25	26	14
にんじん 100g	49	47	45	47	38	41	37	39	49	37
ばれいしょ 100g	36	49	43	43	61	56	58	58	61	36
たまねぎ 100g	32	35	37	35	47	45	51	48	51	32
長ネギ 100g	66	80	93	80	73	73	82	76	93	66
レタス 100g	38	48	51	46	55	58	67	60	67	38
トマト 100g	64	77	108	83	123	96	83	101	123	64
だいこん 100g	25	33	29	29	23	29	20	24	33	20
ほうれん草 100g	85	124	143	117	95	102	96	98	143	85
りんご 100g	86	94	70	83	73	74	64	70	94	64
バナナ 100g	32	32	33	32	30	30	32	31	33	30
豚肉 国産ロース100g	243	254	269	256	274	227	238	246	274	227
牛肉 国産肩ロース100g	822	761	780	788	819	767	593	726	822	593
牛肉 輸入肩ロース100g	481	466	384	444	488	363	356	402	488	356
鶏肉 国産もも肉100g	142	132	131	135	123	136	145	135	145	123
鶏卵 L玉10個	285	275	276	279	281	277	276	278	285	275
牛乳 1ℓ	225	230	241	232	244	240	230	238	244	225
米 こしひかり100% 5kg	4,407	4,353	4,453	4,404	4,396	4,321	4,290	4,336	4,453	4,290
米 こしひかり以外 5kg	4,244	4,280	4,109	4,211	4,045	3,902	3,861	3,936	4,280	3,861
バター 100g	297	309	306	304	305	316	300	307	316	297
マーガリン(ファットスプレッド) 100g	114	119	122	118	100	111	101	104	122	100
砂糖 1kg	295	271	282	282	279	282	271	277	295	271
小麦粉 1kg	368	336	337	347	348	353	364	355	368	336
食用油 1kg	383	382	398	388	420	400	390	403	420	382
しょう油 1ℓ	305	334	317	319	295	282	296	291	334	282
ソース 100mℓ	82	83	77	81	83	94	76	84	94	76
マヨネーズ 100g	100	102	113	105	107	107	115	110	115	100
味噌 1kg	568	594	630	597	640	646	636	641	646	568
台所用洗剤(食器洗い用) 100mℓ	64	81	78	74	67	73	58	66	81	58
洗濯用洗剤 1kg	670	496	523	563	542	534	459	512	670	459
ティッシュペーパー 5箱1パック	306	325	326	319	311	321	496	376	496	306
トイレtpペーパー 12ロール1パック	435	448	453	445	420	452	437	436	453	420
ラップフィルム 30cm×50m	417	415	438	423	400	414	409	408	438	400

(単位：円 消費税別)



(4) 情報の提供

ア 市報、ホームページへ掲載

市報では「暮らし」として、ホームページでは「ご注意ください」に注意喚起等を掲載しています。

掲 載 号	タ イ ト ル	内 容
5月4日号	5月は消費者月間	消費者月間の取り組み等
11月16日号	正しく使って安全に リチウムイオン電池の 事故に注意	リチウムイオン電池の使用時のポイントと処分時のポイント

イ 消費者月間行事

消費者保護基本法制定（現在は改正され消費者基本法）20周年を記念し、昭和63年に定められた「消費者月間」（5月）にあわせて事業を行っています。

月 日	会 場 等	内 容
5月1日～ 5月31日	消費生活センター	情報コーナーで展示を実施
5月1日～ 5月31日	区役所及び地区公民館 計32か所	消費者月間啓発ポスター等の掲示
5月1日～ 5月31日	市ホームページ	消費者月間の紹介等を掲載
5月8日～ 6月3日	生涯学習センター	図書館展示コーナーで展示を実施
5月4日	市報にいがた	「消費者月間の取り組み等」を掲載
5月8日～ 6月3日	中央図書館	小展示コーナーでパネル展示を実施

ウ 啓発資料の配布等

各種啓発資料を啓発講座等で配布するほか、消費生活センター情報コーナーにも配架しています。

資 料 名	主 な 配 布 先 及 び 据 置 場 所
令和7年度新潟市消費生活センター概要	センター情報コーナー、消費生活審議会委員など
消費生活相談の概要（年間・月毎）	センター情報コーナー、包括支援センター、啓発講座で配布
消費生活センターリーフレット	センター情報コーナー、区役所、出張所、各種講座で配布
悪質な訪問販売お断り！	センター情報コーナー、区役所、出張所、各種講座で配布
くらしゆうゆう通信 （消費生活センター広報誌、年2回発行）	センター情報コーナー、くらしのレポーター、価格調査協力店舗、公民館、消費生活審議会委員など
高齢者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン リーフレット	市施設、包括支援センターなど
消費者教育被害防止啓発用冊子 「ぼくもわたしも消費者！」	小学校
消費者教育被害防止啓発用冊子 「中学生もみんな消費者」	中学校

エ 消費生活センター情報コーナー

情報コーナーでは、電子掲示板やパネル展示による悪質商法や事故情報などの情報提供を行っています。

オ DVD関連図書の閲覧、貸出

情報コーナーでの閲覧、市民を対象に貸出を行っています。

■貸出用DVD

分 類	本 数	分 類	本 数
衣 食 住	12	金 融 ・ 保 険	12
悪 質 商 法	45	そ の 他	13

■貸出用図書

①定期刊行物

消費者法ニュース、消費者教育研究、他都市の広報紙、月刊国民生活、各種団体会報・年報など

②新聞

ニッポン消費者新聞

③消費生活に関する書籍、チラシ、パンフレットなど

3 消費者団体の活動支援及び助成

(1) 消費者団体への事業委託

消費者啓発に関する事業を消費者団体に委託しています。

【最近3か年の委託事業】

	委 託 事 業	内 容
R5年度	消費者啓発情報提供事業 「食品表示制度の普及・啓発を通じた消費生活（食生活）の提案」	地域の若者や高齢者が健康の維持・増進のために、食品表示制度に関する消費者教育により食品を選択できる実践力を育み、併せて原料原産地表示についても正しく理解して、豊かな消費生活（食生活）の実現を目指す。

4 製品安全3法・家庭用品品質表示法の立入検査

電気用品安全法、消費生活用製品安全法、ガス事業法及び家庭用品品質表示法に定める表示が、市内事業所において販売される商品に適正になされているかを検査しています。

(1) 電気用品安全法

	品 名	立入販売事業所数		検 査 機 種 数	
			うち違反 事業所数		うち違反 機種数
1	電熱器具【電気湯沸器】	3	0	72	0
2	光源及び光源応用機械器具【LED電灯器具】	3	0	20	0
3	交流用電気機械器具【直流電源装置（ACアダプター）】	3	0	22	0
4	リチウムイオン蓄電池	3	0	19	0
合 計				133	0

(2) 消費生活用製品安全法

	品 名	立入販売事業所数		検 査 機 種 数	
			うち違反 事業所数		うち違反 機種数
1	圧力なべ・圧力がま	3	0	16	0
2	乗用車ヘルメット	1	0	2	0
3	石油ストーブ	2	0	36	0
4	使い捨てライター	2	0	5	0
合 計				59	0

(3) ガス事業法

該当無し

(4) 家庭用品品質表示法

	品 名	立入販売事業所数		検 査 機 種 数	
			うち違反 事業所数		うち違反 機種数
1	セーター	2	0	57	0
2	エプロン及びかっぽう着	3	0	20	0
3	ごみ袋	1	0	30	0
4	電気毛布	2	0	42	0
5	魔法瓶	3	0	48	0
6	手袋	2	0	19	0
合 計				216	0

5 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に関する業務

令和7年度の受理件数は3件（前年度2件）でした。
 なお、相談件数は11件（景品5件、表示6件）でした。

違反事件処理状況

		景品	表示	合計
受理件数		0	3	3
処理 件 数	措置命令	0	0	0
	指導	0	0	0
	違反事例なし・打ち切り	0	0	0
	他機関への通知	0	0	0
	その他	0	3	3
	計	0	3	3

6 附属機関等関係

(1) 新潟市消費生活審議会開催状況

	日 付	経 過 (審 議 内 容)
第 1 回	令和8年1月26日 (月)	- 消費生活センターの令和6年度事業結果及び令和7年度事業計画について 「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」の進捗状況について - 新計画づくり(四次改定)について

(2) 新潟市消費者教育推進地域協議会開催状況

	日 付	経 過 (審 議 内 容)
第 1 回	令和8年1月26日 (月)	第 1 回新潟市消費生活審議会と同時開催

7 協議会等関係

(1) 新潟市消費者安全確保地域協議会開催状況

	日 付	内 容
第 1 回	令和8年1月9日 (金)	- 議題 ①「新潟市における高齢者相談の現状」について ②「新潟市の見守りネットワーク」について ③来年度の活動について - 研修会 「住宅相談に関する研修会」 - 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター - 消費者支援部 担当部長 平井 裕一郎 様

(2) 新潟市多重債務者対策庁内連絡会議開催状況

	日 付	内 容
第 1 回	令和7年11月11日 (火)	- 議題 ①多重債務者の相談状況について ②特殊詐欺とSNS型投資ロマンス詐欺の現状について - 新潟県警察本部 - 刑事部組織犯罪対策課 - 特殊詐欺企画指導情報分析課長補佐 - 新潟県警部 下鳥 眞 様 ③各部署における多重債務者の把握状況等について ④多重債務者無料相談会の開催について

Ⅳ 令和7年度計量関係事業報告

1 特定計量器定期検査

(1) 特定計量器の定期検査

正確な計量器の使用による適正な計量の実施を確保するため、商工業者及び病院・学校等で取引や証明に使われる計量器は、計量法第19条により定期検査の受検が義務づけられています。

ア 公示及び周知方法

- ①市公報に告示を掲載し、出先機関にも掲示
- ②検査通知書による受検者個々への案内（指定定期検査機関が行う。）

イ 定期検査対象区域

北区	全域
東区	全域
中央区	東出張所、南出張所管内
江南区	全域
西蒲区	全域

（ただし、一部大型はかり及び多数計量器使用事業所等は新潟市全域）

ウ 検査実施機関

指定定期検査機関へ委託（一部検査を除く。）

◎指定定期検査機関：一般社団法人 新潟県計量協会

エ 定期検査実施数

・計量器検査（内訳）

検査区域	検査日数		検査事業所数		検査個数	
	市直営	委託	市直営	委託	市直営	委託
北 区	0	12	0	70	0	288
東 区	0	35	0	302	0	651
中央区	0	41	0	342	0	858
江南区	1	19	1	103	1	453
秋葉区	1	0	1	0	2	0
西蒲区	0	30	0	211	0	740
合 計	2	137	2	1,028	3	2,990
総 計	139		1,030		2,993	

・機種別検査数

器 種	ひょう量	手数料 (円)	指定定期検査機関		新潟市実施分		代検査	
			検査数	不合格	検査数	不合格	検査数	不合格
電気式	100kg以下	1,400	1,238	19	3		576	8
	250kg以下	1,800	497	16			113	2
	500kg以下	2,300	31	2			17	
	1 t 以下	3,200	3				7	1
	2 t 以下	3,800	16				55	
	5 t 以下	7,100	1				3	
	10 t 以下	11,000					2	
	20 t 以下	15,400					6	
	30 t 以下	19,600					11	
	40 t 以下	22,200	1				24	
	50 t 以下	30,600					10	
	50 t 超	52,500					4	
手動天びん	—	500						
等比皿はかり	—	500	3	1				
棒はかり	—	250	2					
台 手 動 式 は か り	100kg以下	500	20				11	
	250kg以下	900	27	1			1	
	500kg以下	1,500	1					
	1 t 以下	2,200						
	2 t 以下	3,800	1					
	5 t 以下	7,100						
	10 t 以下	11,000						
	20 t 以下	15,400						
	30 t 以下	19,600						
	40 t 以下	22,200						
	50 t 以下	30,600						
	50 t 超	52,500						
不等比皿はかり	—	500	19					
ばね式はかり	100kg以下	500	691	8			32	
	250kg以下	900	6					
	500kg以下	1,500						
	1 t 以下	2,200						
その他の 指示はかり	100kg以下	500						
	250kg以下	900						
	500kg以下	1,500						
	1 t 以下	2,200						
直線目盛	—	250	34					
手動指示併用	—	500	6				2	
分 銅	—	10	53				11	
定量おもり	—	10	2					
定量増おもり	—	10	338				17	
合 計	—	—	2,990	47	3		902	11

(2) 立入検査

計量法の目的を達成するためには、計量法に規定されている諸制度が実質的に遵守されていなければなりません。このため新潟市では計量器や量目等が適正であるかについて、商店や事業所などに立入検査を実施し、適正計量の確保に努めています。

ア 商品量目立入検査

商品の流通度が高い中元、年末時期を中心に、不正な量目の商品が消費者に販売されないよう、スーパー、小売店などを対象に内容量の検査を行いました。

違反商品については、全品再計量を指示し、改善指導を行いました。

	検 査 店 舗 数		検査個数	
		う ち 違 反 店 舗 数 (不 足)		う ち 違 反 個 数 (不 足)
中 元 時 期	12	2(16.7%)	659	5(0.8%)
年 末 時 期	12	3(25.0%)	637	4(0.6%)
計	24	※5(20.8%)	1,296	9(0.7%)

【内訳】

検 査 品 目	検 査 店 舗 数		検 査 個 数	
		う ち 違 反 店 舗 数 (不 足)		う ち 違 反 個 数 (不 足)
食 肉	9	0(0.0%)	161	0(0.0%)
食肉の加工品	1	0(0.0%)	9	0(0.0%)
魚 介 類	22	0(0.0%)	189	0(0.0%)
魚 の 加 工 品	22	0(0.0%)	226	0(0.0%)
野 菜	24	3(12.5%)	373	4(1.1%)
果 実	5	1(20.0%)	24	4(16.7%)
その他の調理食品	22	1(4.5%)	314	1(0.3%)
合 計	105	※5(4.8%)	1,296	9(0.7%)

※内訳違反数は、1事業所に2品目違反があれば検査店舗数の違反数は2となるため、上段違反数とは必ずしも一致しません。

イ 特定計量器立入検査

スーパーなどの質量計（はかり）について、水平不良等の立入検査を行いました。

検 査 事業所数	不 良 事業所数	検査個数	不良個数	不 良 個 数 内 訳			
				水平不良	未受検	据付場所	その他
24	14	89	24	23	1	0	0

2 啓発・指導事業

(1) 事業者・消費者向け啓発

消費者保護を目的として、計量に関する種々の検査及び取締りを行っています。目的実現ために次の啓発事業を行っています。

ア 市ホームページでの啓発

特定計量器の定期検査や電気・ガス等の子メーターの有効期限について、事業者等にお知らせをしています。また、スーパーマーケット等への商品量目やガソリンスタンド等への燃料油メーターの立入検査結果について、消費者に向けに情報提供をしています。

イ 計量強調月間行事

現行の計量法が施行された11月1日を「計量記念日」、また11月を「計量強調月間」とし、計量制度の普及や社会全体の計量意識の向上を行っています。

月 日	会 場 等	内 容
11月1日 ～30日	消費生活センター	ポスター掲示やはかりの展示等啓発コーナー
11月1日 ～30日	市ホームページ	計量強調月間の紹介等を掲載
11月1日 ～30日	各区役所	ポスターの掲示

3 適正計量管理事業所

(1) 適正計量管理事業所の届出

特定計量器の使用者が適正に自主管理を行う場合は、適正計量管理事業所として国や県の指定を受けることができます。この指定を受けた事業所は、使用する特定計量器を自主的に検査することで、定期検査が免除されます。

届 出 種 別	届 出 件 数	
	経済産業大臣指定	新潟県知事指定
指 定 申 請	0	1
事 業 廃 止 届	0	8
記 載 事 項 変 更 届	0	28

(2) 適正計量管理事業所の指定状況（令和8年3月31日現在）

ア 経済産業大臣指定 1 事業所

事業所名	事業所数
新潟大学医歯学総合病院	1

イ 新潟県知事指定 231 事業所

事業所名	事業所数
日本郵便株式会社	152
日本通運株式会社新潟支社	9
北越コーポレーション株式会社新潟工場	1
東日本旅客鉄道株式会社新潟支社	2
三菱瓦斯化学株式会社新潟工場	1
新潟県LPGガス計量自治会	9
株式会社新潟三越伊勢丹	1
イオンリテール株式会社	10
株式会社ウオロク	20
株式会社原信	16
全国農業協同組合連合会新潟県本部	3
亀田製菓株式会社	3
古河マグネットワイヤ株式会社白根工場	1
日揮触媒化成株式会社新潟営業所	1
株式会社ブルボン新潟工場	1
アジカル株式会社	1

4 基準器及び検査設備

(1) 基準器

種類	型式・能力	数量
特級基準分銅	ひょう量20kg	1
特級基準分銅	ひょう量1g～10kg	1組
特級基準分銅	ひょう量1mg～500mg	1組
一級基準分銅	ひょう量10kg	1
一級基準分銅	ひょう量2kg～5kg	1組
一級基準分銅	ひょう量1g～1kg	1組
一級基準分銅	ひょう量10mg～100g	1組
基準ガラス製温度計	目盛範囲0℃・34℃～43℃ 1目盛の値0.05℃	1
液体メーター用基準タンク	ゲージグラス付全量10ℓ	1

(2) 検査設備

種類及び型式・能力	数量	種類及び型式・能力	数量
電子天びん ひょう量210g	1	手動天びん 200g (1mg)	1
電子天びん ひょう量41kg	1	検査用電動ホイス250kg (分銅150kg)	1組
一級実用基準分銅20kg (枕型)	50	ひょう架 金属製三脚式	1
一級実用基準分銅1g～10kg	26	キャッチパレット (1.5t用)	1
一級実用基準分銅10g～2kg	1組	鉄製定盤 (埋込式) 1300×900mm	1
一級実用基準分銅1mg～100g	1組	アルミ製定盤 卓上型	2
一級実用基準分銅100g～2kg	2組	鋼鉄製直尺1m (1mm)	1
一級実用基準分銅1g～1kg	2組	鋼鉄製巻尺20m (10cm)	1
一級実用基準分銅10mg～200g	2組	鋼鉄製巻尺5m (1mm)	1
二級実用基準分銅 2kg・5kg・10kg	22	体温計検査用恒温槽	1
二級実用基準分銅500kg	2	フラスコ (ロート付) 220～900ml	6
二級実用基準分銅1t	20	メスシリンダー 100ml・200ml・500ml・1000ml	4

5 特定商品と量目公差

○特定商品を法定計量単位により販売するときは、政令で定める誤差（量目公差）を超えないように計量しなければならない。（計量法第12条）

○特定商品を密封して販売するときは、経済産業省令で定める表記をしなければならない。（計量法第13条）

特 定 商 品	量目公差表	上限	密封した時に表記が必要な食品
1 精米、精麦	表 1	25kg	1 に同じ
2 豆類(未成熟のものを除く。)及び あん、煮豆、その他の豆類加工品			
(1)加工してないもの	表 1	10kg	(1)に同じ
(2)加工品	表 1	5kg	(2)のうち、あん、煮豆、きなこ、ピーナッツ製品及びはるさめ
3 米粉、小麦粉、その他の粉類	表 1	10kg	3 に同じ
4 でん粉	表 1	5kg	4 に同じ
5 野菜(未成熟の豆類を含む。)及び その加工品(漬物以外の塩蔵野菜は除く。)			
(1)生鮮のもの及び冷蔵したもの	表 2	10kg	
(2)缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース	表 1 表 3	5kg 5ℓ	(2)に同じ
(3)漬物(缶詰、瓶詰を除く。)及び冷凍食品(加工した野菜を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。)	表 2	5kg	(3)のうち、らっきょう漬以外の小切り又は細刻していない漬物を除く。
(4)(2)又は(3)に掲げるもの以外の加工品	表 1	5kg	(4)のうち、きのこの加工品及び乾燥野菜
6 果実及びその加工品(果実飲料原料を除く。)			
(1)生鮮のもの及び冷蔵したもの	表 2	10kg	
(2)漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)、冷凍食品(加工した果実を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。)	表 2	5kg	(2)に同じ
(3)(2)に掲げるもの以外の加工品	表 1	5kg	(3)のうち、缶詰及び瓶詰、ジャム、マーマレード、果実バター並びに乾燥果実
7 砂糖	表 1	5kg	細工もの又はすき間なく直方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のもの
8 茶、コーヒー及びココアの調整品	表 1	5kg	8 に同じ
9 香辛料	表 1	1kg	破碎し、又は粉碎したもの
10 めん類	表 2	5kg	ゆでめん及び蒸しめん以外のもの
11 もち、オートミールその他の穀類加工品	表 1	5kg	11 に同じ

特 定 商 品	量目公差表	上限	密封した時に表記が必要な食品
12 菓子類	表1	5kg	(1)ビスケット類、米菓子及びキャンデー(ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ入れ、又は付けたものを除き、1個の質量が3g未満のものに限る。) (2)油菓子(1個の質量が3g未満のものに限る。) (3)缶入りの水ようかん(くり、ナッツ類等を入れたものを除く。) (4)缶入りのプリン及びゼリー (5)チョコレート(ナッツ類、キャンデー等を入れ、若しくは付けたもの又は細工ものを除く。) (6)スナック菓子(ポップコーンを除く。)
13 食肉(鯨肉を除く。)並びにその冷凍品及び加工品	表1	5kg	13に同じ
14 はちみつ	表1	5kg	14に同じ
15 牛乳(脱脂乳を除く。)及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌飲料を含む。)			
(1)粉乳、バター及びチーズ	表1	5kg	(1)に同じ
(2)(1)に掲げる以外のもの	表1 表3	5kg 5ℓ	(2)のうち、アイスクリーム類以外のもの
16 魚(魚卵を含む。)、貝、いか、たこ、その他の水産動物(食用のものに限り、ほ乳類を除く。)並びにその冷凍食品及び加工品			
(1)生鮮のもの及び冷蔵したもの並びに冷凍品	表2	5kg	(1)冷凍貝柱及び冷凍えび
(2)乾燥し又はくん製したもの、冷凍食品(加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限る。)及びそばろ、みりんぼし、その他の調味加工品	表2	5kg	(2)干しかずのこ、たづくり、素干し、えび・煮干しし、又はくん製したもの、冷凍食品(貝、いか、えびに限る。)、調味加工品(たら又はたいのそばろ又はでんぶ及びうにの加工品に限る。)
(3)(2)に掲げるもの以外の加工品	表1	5kg	(3)のうち、塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、いくら、キャビア、缶詰、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、節及び削節類、塩辛製品並びにぬか、かす等に漬けたもの
17 海藻及びその加工品	表2	5kg	生鮮のもの、冷蔵したもの、干しのり又はのりの加工品以外のもの
18 食塩、みそ、うま味調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油、ショートニング及びマーガリン類	表1	5kg	18に同じ
19 ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	表1 表3	5kg 5ℓ	19に同じ

特 定 商 品	量目公差	上限	密封した時に表記が必要な食品
20 しょうゆ及び食酢	表3	5ℓ	20に同じ
21 調理食品			
(1)即席しるこ、即席ぜんざい	表1	1kg	(1)に同じ
(2)(1)に掲げる以外のもの	表2	5kg	(2)のうち、冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品並びに缶詰及び瓶詰
22 清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま、塩、洗いごま、すりごま及びいりごま	表1	1kg	22に同じ
23 飲料(医薬用のものを除く。)			
(1)アルコールを含まないもの	表1 表3	5kg 5ℓ	(1)に同じ
(2)アルコールを含むもの	表3	5ℓ	(2)に同じ
24 液化石油ガス	表1 表3	10kg 10ℓ	24に同じ
25 灯油	表3	25ℓ	25に同じ
26 潤滑油	表3	5ℓ	26に同じ
27 油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー(塗料用のものに限る。)	表1 表3	5kg 5ℓ	27に同じ
28 家庭用合成洗剤、家庭用洗浄剤及びクレンザー	表1 表3	5kg 5ℓ	28に同じ
29 皮革 (原皮並びにわに革、とかげ革、へび革及びかめ革を除く。)			公差25dm ² 以上のもの2% ただし、JIS規格K6550に規定する条件で皮革の背筋に対して垂直方向に5kgの荷重を加えたとき伸び率が40%を超えるものにあつては3%

—— 量 目 公 差 表 ——

表1		表2		表3	
表 示 量	誤 差	表 示 量	誤 差	表 示 量	誤 差
5g以上～50g以下	4%	5g以上～50g以下	6%	5ml以上～50ml以下	4%
50g超～100g以下	2g	50g超～100g以下	3g	50ml超～100ml以下	2ml
100g超～500g以下	2%	100g超～500g以下	3%	100ml超～500ml以下	2%
500g超～1kg以下	10g	500g超～1.5kg以下	15g	500ml超～1ℓ以下	10ml
1kg超～25kg以下	1%	1.5kg超～10kg以下	1%	1ℓ超～25ℓ以下	1%

◇ 表1～3でパーセントで表される誤差は、表示量に対しての百分率とする。

◇ 量目公差違反は不足の場合のみ適用。

◇ 特定物象量の表記方法

- 1 特定物象量を表す数字及び文字を、当該商品を購入する者が見やすい個所に見やすい大きさ及び色をもって表記する。
- 2 法定計量単位の記号を用いる場合は、計量法第7条に規定する記号を用いる。
- 3 特定物象量を表す数値が1万以上とならないような法定計量単位を用いる。

V 参 考 資 料

○新潟市消費生活条例

平成 18 年 12 月 21 日

条例第 135 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 消費者の安全確保

第 1 節 危害の防止（第 8 条—第 12 条）

第 2 節 不当な取引行為の禁止及び表示の適正化等（第 13 条—第 18 条）

第 3 章 生活必需物資に関する措置（第 19 条—第 21 条）

第 4 章 消費者意見の反映及び消費者学習の支援等（第 22 条—第 28 条）

第 5 章 消費者の被害の救済（第 29 条—第 31 条）

第 6 章 調査、勧告、公表及び弁明（第 32 条—第 35 条）

第 7 章 市長への申出（第 36 条）

第 8 章 雑則（第 37 条・第 38 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費生活施策の基本理念を確立し、市及び事業者等の果たすべき責務並びに消費者等の努めを明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費生活施策」という。）は、市、事業者及び消費者の相互の信頼と協力を基調とし、次に掲げる事項を消費者の権利として尊重するとともに、消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- （1） 市民の消費生活における基本的な需要が満たされること。
- （2） 市民の健全な生活環境が確保されること。
- （3） 市民の安全が確保されること。
- （4） 市民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- （5） 市民に必要な情報が提供されること。
- （6） 市民に必要な学習の機会が提供されること。
- （7） 市民の意見が反映されること。
- （8） 市民に被害が生じた場合には、適切かつ迅速に救済されること。

2 消費生活施策の推進に当たっては、消費者の年齢、知識、経験、財産の状況その他の特性、高度情報通信社会の進展、国際化の進展及び環境の保全に配慮しなければならない。

（市の責務）

第 3 条 市は、市民の消費生活の安定及び向上を図るために、消費生活施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、消費生活施策を実施するに当たって、必要があると認めるときは、国、県、他の地方公共団体並びに事業者及び事業者団体に対し、必要な措置を講ずるよう要請しなければならない。

（事業者等の責務）

第 4 条 事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）は、商品又はサービスの供給を行うときは、自主的に危害の防止、表示の適正化その他必要な措置を講じなければならない。

2 事業者等は、市長が実施する消費生活施策に積極的に協力しなければならない。

（消費者等の努め）

第 5 条 消費者及び消費者団体（以下「消費者等」という。）は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、情報を収集する等、自主的かつ合理的に行動するように努めなければならない。

2 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び学習機会の提供、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

（相互の理解等）

第 6 条 市、事業者等及び消費者等は、この条例の目的を達成するため、相互にその果たす役割を理解し、協力するものとする。

2 市は、事業者等と消費者等との間の相互の理解及び協力が促進されるよう情報の提供、交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（消費生活推進計画の策定等）

第 7 条 市長は、消費生活施策を総合的かつ計画的に推進するために、消費生活推進計画を策定しなければならない。

2 消費生活推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 長期的に講ずべき市民の消費生活の安定及び向上に関する施策

（2） 前号に掲げるもののほか、市民の消費生活の安定及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、第 1 項の消費生活推進計画を策定しようとするときは、新潟市消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

第 2 章 消費者の安全確保

第 1 節 危害の防止

（危険商品等の供給の禁止）

第 8 条 事業者は、消費者の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品又はサービス（以下「危険商品等」という。）を供給してはならない。

（危険商品等に対する事業者の措置）

第 9 条 事業者は、商品又はサービスが危険商品等であることが明らかになったときは、直ちにその旨を発表するとともに販売停止、回収その他必要な措置を講じなければならない。

（危険商品等に対する市長の措置）

第 10 条 市長は、消費者の安全を確保するため必要があると認めるときは、商品又はサービスについて調査、検査等を行うとともに、必要に応じ危険商品等の名称その他必要な事項についての情報を消費者に提供するものとする。

2 市長は、前項に規定する調査、検査等を実施するに当たり、必要があると認めるときは、その商品又はサービスを提供する事業者に対し、資料の提出その他の方法により、その商品又はサービスが安全であることを立証すべきことを求めることができる。

3 市長は、その事業者が前項に規定する立証を行わない場合においてその理由がないと認めたとき、又はその事業者が行った立証によってはその商品又はサービスが安全であることを十分に確認することができないと認めたときは、その調査、検査等の経過及び結果を公表することができる。

（緊急危害防止措置）

第 11 条 市長は、商品又はサービスの供給により、消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある場合において、当該危害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、直ちに当該商品又はサービスの名称その他必要な事項を公表しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による公表があったときは、直ちに当該商品又はサービスの製造、販売の中止、回収等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（商品又はサービスの事故についての消費者の届出）

第 12 条 消費者は、商品又はサービスにより事故があった場合は、規則に定めるところによりその事実を速やかに市長に届け出るものとする。

第 2 節 不当な取引行為の禁止及び表示の適正化等

（不当な取引行為の禁止）

第 13 条 事業者は、消費者に商品を販売し、又はサービスを提供する契約（契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させることを含む。）に関し、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるもの及び消費者の利益を害する行為（以下「不当な取引行為」という。）を行ってはならない。

（1） 商品又はサービスの内容その他消費者の判断に影響を及ぼすこととなる事項について、消費者に事実と異なることを告げること。

（2） 将来の不確実な事項について断定的判断を提供することその他消費者に誤信を生じさせる情報を提供すること。

（3） 商品又はサービスに関する情報で消費者にとって不利益となるものその他の重要な情報について、消費者に故意に提供しないこと。

（4） 消費者を威迫し、消費者に不安を覚えさせ、又は消費者の心理を操作すること。

（5） 商品又はサービスに関し十分な知識を有しないこと等により、消費者の判断力が不足していることに配慮しないこと。

（6） 消費者の利益を害する内容の契約をすること。

（7） 契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を不当に遅延し、拒否し、又は強要すること。

（8） 消費者の正当な根拠に基づく契約の解除若しくは申込みの撤回その他の行為を妨げて契約の存続若しくは成立その他の行為を強要し、又は解除等に基づく債務の不履行を不当に遅延し、若しくは拒否すること。

（9） 消費者に、信用を供与することを業とする事業者が、消費者に信用を供与することを内容とする契約及び消費者の債務につき保証の委託を受けることを内容とする契約（以下「与信契約等」という。）の締結の勧誘、与信契約等の締結及び与信契約等に基づく債務の履行の請求につき、消費者の利益を害すること。

（10） 前各号に掲げるもののほかこれらに相当すると市長が特に認めるもの

（広告その他の表示の適正化）

第 14 条 事業者は、商品又はサービスが誤って選択され、利用されることにより消費者の利益が損なわれることのないよう、商品又はサービスの品質、用途、内容その他の必要な事項を適正に表示するものとする。

2 事業者は、消費者が選択を誤ることがないように適正に商品又はサービスの広告を行うものとする。
（内容量等の表示）

第 15 条 小売業を営む事業者及びサービスを供給する事業者は、消費者が商品の購入又はサービスの利用に際し、その選択を誤ることがないようにするために、その商品又はサービスの内容量、単位価格、価格その他の必要な事項を消費者にわかりやすく表示するよう努めなければならない。

（商品等の保証表示）

第 16 条 事業者は、品質、性能等を保証すべき商品又はサービスを消費者に供給するときは、規則で定めるところにより保証内容、保証期間等の明示に努めなければならない。

（包装の適正化）

第 17 条 事業者は、必要以上の包装を行い、又は必要以上の容器を用いる等の過大な包装によって、商品の内容を誇張し、消費者の選択を誤らせることがないように適正な包装に努めなければならない。

（計量の適正化）

第 18 条 事業者は、商品を販売し、又はサービスを提供するときは、消費者の不利益とならないよう適正な計量を行うものとする。

第 3 章 生活必需物資に関する措置

（情報の収集等）

第 19 条 市長は、市民の消費生活上必要性が高い物資（以下「生活必需物資」という。）で必要と認めるものの価格又は需給に関する情報を収集し、必要に応じて消費者に提供するものとする。

2 市長は、生活必需物資が不足し、若しくは価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、事業者に対し、当該生活必需物資の円滑な供給を確保するための協力を要請することができる。

（物資の指定）

第 20 条 市長は、生活必需物資の価格が著しく高騰し、又は高騰するおそれがある場合において、その生活必需物資の買占め又は売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあるときは、その生活必需物資を特別の調査を要する物資として指定することができる。

2 市長は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、その指定を解除するものとする。

（調査）

第 21 条 市長は、前条第 1 項の規定により指定された生活必需物資について、価格上昇の原因、需給の状況その他必要な事項を速やかに調査しなければならない。

第 4 章 消費者意見の反映及び消費者学習の支援等

（消費生活審議会の意見の反映）

第 22 条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上を図るために、基本的施策又は重要施策を策定しようとするときは、新潟市消費生活審議会の意見を聴かななければならない。

（消費者学習の支援）

第 23 条 市は、消費者等が消費生活において必要な知識等を修得できるよう支援するために、学校、地域、家庭、職場その他様々な場所において学習ができるよう必要な施策を講ずるものとする。

（消費者団体の自主的な活動の促進）

第 24 条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（市民の意見を聴く会）

第 25 条 公益的事業者が、その料金を変更しようとするときは、事前にその旨を市長に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、広く市民の意見を聴く会を事業者の協力を得て開く等、消費者の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 第 1 項に規定する公益的事業者の範囲については、規則で定める。

（くらしのレポーター）

第 26 条 市長は、商品等の価格調査等に関する情報の提供、意見及び要望を求めるため、くらしのレポーターを置く。

（情報の提供）

第 27 条 市長は、消費者が消費生活を営むために必要な情報を提供し、知識の普及その他の啓発活動を行うものとする。

（環境の保全への配慮）

第 28 条 市は、消費生活が環境に配慮して営まれるよう、知識の普及、情報の提供その他必要な啓発活動を行うものとする。

2 事業者等は、その商品等の供給に当たって、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 消費者等は、消費生活に当たって、環境への負荷の低減に努めなければならない。

第 5 章 消費者の被害の救済

（苦情の処理）

第 29 条 事業者は、商品又はサービスに関して生じた消費者の苦情（以下「消費者苦情」という。）を適切かつ迅速に処理するとともに、これに必要な体制の整備に努めなければならない。

第 30 条 市長は、消費者苦情の申出があったときは、速やかにその内容を調査し、解決のために必要なあつせんその他の措置を講じなければならない。

2 市長は、前項に規定するあつせんその他の措置によっては、その消費者苦情の解決が著しく困難であると認めるときは、新潟市消費者苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）の調停に付することができる。

3 苦情処理委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、資料を提出させ、又は出席を求めてその説明若しくは意見を聴くことができる。

（訴訟の援助）

第 31 条 市長は、本市に住所を有する消費者が、事業者の事業活動により被害を受けた場合において、事業者に対して訴訟を提起するとき又は事業者から訴訟を提起されたときにおいて、次に掲げる要件のすべてを満たすときは、苦情処理委員会の意見を聴いて、当該消費者の申請によりこれらの訴訟（以下「消費者訴訟」という。）に要する費用の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うものとする。

- (1) 同一の被害が多数発生し、又は発生するおそれがある消費者苦情に係るものであること。
 - (2) 苦情処理委員会の調停によっても解決されなかった消費者苦情に係るものであること。
 - (3) 1 件当たりの被害額が規則で定める額以下であること。
- 2 前項の規定により消費者訴訟に要する費用として貸し付ける資金は、無利息とする。
- 3 市長は、消費者訴訟に要する費用の貸付けを受けた者が、その訴訟の結果、訴訟に要した費用を得ることができなかったときその他市長が必要があると認めるときは、その貸付金の全部又は一部の償還を猶予し、又は免除することができる。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、消費者訴訟に要する費用の貸付けその他訴訟活動の援助に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 調査、勧告、公表及び弁明

(立入調査)

- 第 32 条 市長は、第 13 条に違反しているとの疑いがあり調査の必要があると認めるとき及び第 21 条に規定する調査の必要があると認めるときは、事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に当該事業者の事務所、倉庫等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

- 第 33 条 市長は、第 10 条の調査、検査等の結果、商品又はサービスが危険商品等であると認めるときは、直ちにその危険商品等を供給している者に対して第 9 条に規定する措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、事業者が第 13 条の規定に違反する不当な取引行為を行っているとき、当該事業者に対して、当該不当な取引行為の中止、再発防止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 市長は、事業者が第 21 条の規定による調査の結果、事業者が物資の円滑な流通を不当に妨げていると認められるときは、当該事業者に対し、不当な活動の中止又は再発防止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(公表)

- 第 34 条 市長は、事業者が正当な理由なく第 30 条第 3 項の規定による要求を拒んだ場合、又は前条の規定による勧告に正当な理由なく応じない場合は、その経過及び事実を公表することができる。この場合において、消費者の被害を防止するため必要と認めるときは、当該事業者の氏名又は名称、住所又は所在地その他必要な事項を公表することができる。

(弁明)

- 第 35 条 市長は、前条の規定により公表しようとするときは、当該公表に係る事業者に対して、当該事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。ただし、緊急の場合又は当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

第7章 市長への申出

(市長への申出)

第36条 市民は、この条例に違反する事業者の活動又はこの条例に定める措置がとられないことにより、消費者の権利が侵されている疑いがあるときは、規則に定めるところにより、市長に対してその旨を申し出て、必要な措置をとることを求めることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、事実の調査を行い、必要があると認めるときは、この条例による措置を講ずるものとする。

第8章 雑則

(国、県、他の地方公共団体等との相互協力)

第37条 市は、消費生活に関する施策を実施するに当たり、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対して、情報の提供、調査の実施その他の協力を求めるものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体等が実施する消費生活に係る施策について、情報の提供、調査の実施その他の協力を求められたときは、これに応ずるものとする。

(その他)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に新潟市消費者保護条例の規定により行われた手続、その他の行為でこの条例中にこれに相当する規定があるものは、当該相当する規定により行われたものとみなす。

○新潟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

平成 28 年 3 月 18 日

条例第 14 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 法第 10 条第 2 項の機関として、センターを設置し、その名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
新潟市消費生活センター	新潟市中央区白山浦 1 丁目 614 番地 5

（事務の実施日等）

第 3 条 法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の事務を行う日及び時間は、規則で定める。

（職員）

第 4 条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

2 市長は、センターにおいて法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（消費生活相談員）

第 5 条 センターに、法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされる者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者と同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認める者を消費生活相談員として置くことができる。

3 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することを排除しないことその他の適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

（消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理）

第 6 条 市長は、法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

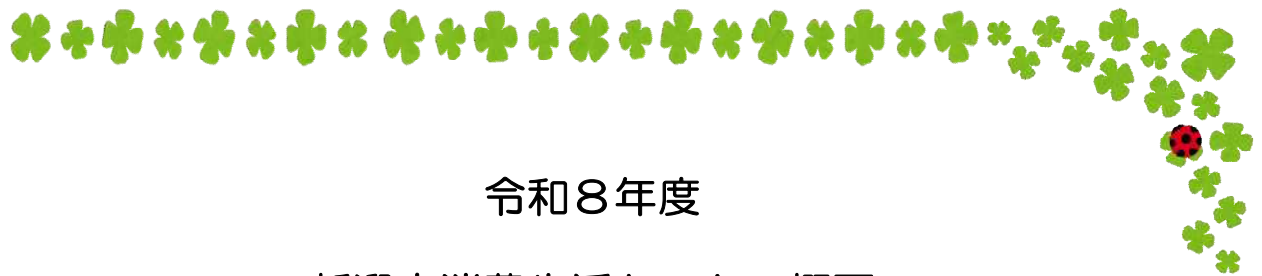
第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 26 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（令和 7 年新潟市規則第 4 号で同 7 年 3 月 25 日から施行）



令和8年度
新潟市消費生活センター概要

令和8年7月発行

編集・発行 新潟市消費生活センター

〒951-8131
新潟市中央区白山浦1丁目614番地5
(白山ビル8階)

電話 事務専用 025-211-2390
相談専用 025-211-2370
FAX 025-211-2372
E-mail shohi@city.niigata.lg.jp

